

## 本日の会議に付した事件

平成26年第4回山元町議会定例会（第3日目）

平成26年3月5日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第1回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番岩佐 隆君、11番伊藤隆幸君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）1番青田和夫君の質問を許します。

青田和夫君、登壇願います。

1番（青田和夫君）はい、議長。それでは、改めまして、おはようございます。

平成26年第1回議会定例会において、一般質問を行います。

平成22年4月に齋藤町長が就任されてから4年の任期を満了しようとしております。思い起こせば4年前、齋藤町長は、山元町をリフレッシュ、亘理市の早期実現に向けてをスローガンとし、6項目の公約、いわゆるマニフェストを掲げ当選し、町民の期待に応えるべく意気揚々と就任されたことと思います。

しかしながら、平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、志半ばでの復旧・復興事業に当たることとなり、町民はもとより、齋藤町長自身も無念で仕方がなかったのではないかとお察し申し上げます。

このような中、想像をはるかに絶する復旧・復興事業に従事することとなり、ご苦勞、ご心勞も多々あったものと思われませんが、山元町のブランドであるイチゴの早期復興や県内最速となった災害公営住宅の建設など、齋藤町長がこれまで身につけてこられた手腕や長年培った人脈により現在に至るものであり、改めて敬意と感謝を申し上げます。

また、あの忌まわしい東日本大震災から間もなく3年が過ぎようとしていますが、町

民はもとより、役場職員も家族や親戚、知人を失い、住みなれた家をなくされた人も多かったと思います。

いかに復興のためとはいえ、年度途中での組織改編や人事異動が繰り返し行われたことは、震災で精神的に疲弊した職員に対して人事上のさらなる負担を加えてきたと言わざるを得ません。私は、人事異動は内示を受けた職員への負担も異動があった組織自体への影響も大きいと再三、指摘してきたところですが、4月の定期異動のタイミングとはいえ、町長の任期満了を目前にしたこの時期に、なぜ5班の新設という組織再編を伴う人事異動を行おうとするのか。また、その内容も疑問であります。

そこで、改めて2点を伺います。

1つ目、組織の事務事業量把握と職員の適正配置について。

2つ目、職員の人事管理と適材適所での活用についてを中心に町の取り組み状況を伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。青田和夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、人事管理と組織体制についての1点目、事務事業量把握と職員の適正配置についてお答えいたします。

現在、町においては、従前からの通常業務処理とあわせ、被災された方々の自立に向けた災害公営住宅の建設を初め、新駅を核とする新市街地の整備や山元東部地区の圃場整備事業等、町ではこれまで経験したことのない大規模なハード事業に加え、防災集団移転促進事業に係る宅地の買い取りや津波被災住宅再建支援制度の対応など、膨大な事務処理が求められております。

これらの復興関連ハード事業及びその附帯事務にあつては、平成27年度までの復興集中期間内に執行することが制度要件とされており、こうした時間的制約に加え、事業そのものの進捗によって総体の事業量も変動いたしますことから、組織が抱えている事務量を定量的に把握することは至難であると言わざるを得ません。

しかし、こうした状況にあつても、一定程度の対応をおろそかにすることによって行政が停滞することは許されず、また被災者の方々の自立のみならず、行政サービス全体にも影響することから、より実態を反映した組織体制づくりを目指し、各課の抱えている課題の整理と解決方策を見出すべく各課長とのヒアリングを通じて、組織内での課題の共有を図りながら現在、その体制づくりに取り組んでいるところであります。

なお、職員の配置に当たっても、プロパー職員の疲弊している状況や派遣職員確保の見通しなども勘案しながら、また各課室間の業務の平準化にも配慮する必要があると考えております。

次に、2点目、職員の人事管理と適材適所での活用についてお答えいたします。

組織における人事管理と適材適所については、人事権をあくまで者にのみ与えられた大変難しい課題であると考えております。私は、これまでも職員の人材育成と適材適所での職員配置を心がけながら人事異動を行ってきたところであります。

しかし、我が町のように組織力が脆弱な基礎的自治体にあつては、一部の職員のみが特定の部署に長くとどまる傾向にあることは否めず、こうした場合、スペシャリストにはなり得てもオールマイティーな自治体職員としての能力形成には難があると言わざるを得ません。

規模の小さい自治体にあつては、限られた職員で住民の方々の多種多様なニーズに速やかに、かつ適切に対応するためにも、人事異動を経ながらキャリア形成を図られること等によって得られる幅広い知識と経験を有する職員の育成が求められており、こうした適材適所と人材育成は、ある種相反する側面を有しております。

また、我が町が抱えている組織的な問題として、職員の年齢構成とその分布に極端な偏りが生じており、とりわけライン課長職については、来年度以降の2年間で18名中、9名が退職を迎えることから、これらの補充人事等も含め年功にとられない適材適所の配置について、可能な限り配意してまいり所存であります。

以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

私は、組織の改編に際しては、職員の声を聞き、各部署の業務量を的確に把握し、完璧とは言えずとも理想的な組織を築き上げるべきだと思います。

このたび、その組織改編を拝見しましたが、さきに提案のあった議案第2号職員定数条例の改正に関する審議の際、同僚議員からどのような経緯を経て検討してきたかを伺ったところであり、総務課長の回答では、各課の現状を聞き取り、連絡調整会議や政策調整会議等を経て認識を共有してきたとの説明がありました。一部で聞いたところでは、限られた幹部のみで決定し、課長会議等で一方的に提示されたものと聞いております。そのように進められたとすれば、合意形成が図られたものでもなく認識の共有というにはほど遠いものがあります。これに関し町長はどのような考えなのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。組織見直しに係る検討の経緯ということでございますけれども、今、青田議員からご紹介いただきましたように、総務民生常任委員会等々での担当課長からの説明のとおりでございます。一定の手順を踏みまして庁内での合意形成というステップを踏んで最終的な結論に至っているということでございます。

一部青田議員さんのほうに問題意識と申しますか、問題を寄せられた旨の今お話がございまして、その受けとめ方、もしかしたら個人差があるかもしれません。あるいは中途半端な情報をお話しされたんじゃないかなと私もちょっと危惧するところがございます。問題があれば、これは組織の内部で一定程度、問題提起をしていただく中で結論を得ていくべきだと思いますので、内部から議員さんにそういうふうなお話が伝わるということは、決していい話ではないのかなと。やっぱりみずからの組織の中できちんと整理するものは整理する、確認するものは確認するというふうにしていくべきだろうというふう思うところがございますが、しかし、そういうふうな声の一部あるとすれば、限りなくそういうことのないように我々としてもさらに吟味した検討なり、進め方をする必要はあるというふうには思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。では、次に移ります。次、4月1日に予定されている組織改編を行う理由について改めて町長の考えを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に復興まったなしというふうな状況があるわけございまして、そこに一刻の猶予、中断ということはあり得ないという状況があるわけございまして、そういうふうなことを大前提としまして、当面抱える諸課題に速やかに対応できる体制整備を急ぐ必要があるということでございます。議員ご案内のとおり、年度が変わりますれば、退職される方もおられますし、あるいは全国からの派遣職員で予定された期間を全うされて地元にお帰りになる方もいるということになれば、当然、人

そのものの新陳代謝というふうな部分もございますし、前段申し上げました、当面する諸課題に速やかに対応するための体制づくりをしっかりと整えると。そしてまた、必要な人材をそこに補充して、できるだけ隙間のない業務執行に当たる必要があるというのが基本的な考え方でございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に、移ります。次に、町長は前々回の定例会で、人事異動に関しては各部署の事務事業の執行状況とそれに見合う人員の配置ということで進めていると答えております。組織の改編となれば、それにも増して全ての課室の事務量や業務内容を把握した上で検討したと思いますが、いつどのように実施したのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも総務民生常任委員会で担当課長のほうから、一定の検討経緯をご説明させていただいているところでございますけれども、基本的には去年の夏、8月ごろから新年度の執行体制に関する各課照会というふうなことをいたしまして、その後、ヒアリングを総務課のほうで各課とのヒアリングを行いまして、そういう中での組織が抱える現状と課題を集約をしてきていると。そしてまた、派遣職員の要望数の把握などもあわせて状況把握をしてきたというふうなことでございます。そういうふうなプロセスを経まして、その課題を解決するためにはどういう組織立てがいいのか、組織の再編が望ましいのかと。そしてまた、一方で新年度が近づくにつれ、全国からマンパワーの派遣の具体的な数等が明らかになってくる中での組織再編に向けた精度を高めてきていると、こういうふうなのが一連の流れ、経緯でございますので、相当程度の県とプロセスを経て組織再編に向けて努力を重ねてきたというところでご理解をいただければというふうに思いました。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に、移ります。では、組織再編の内容について具体的に伺いますが、まず、総務課について、人事給与班を新たに設置することですが、どのような理由なのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の総務課につきましては総務課の一般体制というふうなことでございます。震災前は、ご案内のとおり、安全対策班が総務課の中に置かれまして、総務班長が安全対策班長を兼務をしていたというふうな状況、震災後については、これが危機管理室というふうなことで安全対策班が分離して室に昇格をしているというふうなことでございますが、その後の総務班の業務内容でございますけれども、基本的には職員数が相当数ふえているというふうな状況があるわけでございます。震災当時の職員数は171名だったというふうに思いますけれども、現在ではそれが272名まで膨れ上がっていると、100名も膨れ上がっているというふうな状況がございます。そして、この100名の派遣職員の皆様方については、3分の2が1年で地元に戻られるということでございまして、この辺の派遣元との調整、あるいは前段申し上げましたその時々に応じた業務をしっかりと遂行するための組織なり、あるいは人事のあり方を常に考えていかなくならないという状況にあるわけでございます。震災前の町の人事の進め方、組織検討の進め方、おわかりいただけるかと思っておりますけれども、平常時の場合は極めて短期間の中で組織の検討なり、人事異動の検討がなされてきたということでございます。私も就任1年目のときは、大体今申し上げたような感じで、新年度に近い段階で初めてようやくそういう物事に対応してきても十分間に合うような、そういう状況であったということでございますが、今はそういうことが許されない、年間を通じて……。（「答弁は簡明にされますようお願いいたします」の声あり）人事なり組織を相当程度、検討を重ねな

くちやない、そういう状況にあるというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。総務課が2班になるということは、職員は何名ふやすことになるのか伺います。

議 長（阿部 均君）町長、実務者のほうから説明させますか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現在、調整中のところもでございますのでなかなか明言できない部分もございますけれども、班長含めて3名ないし4名ぐらいはと。しかしながら、これも全体的な人事配置等を考える中で限られた人員の適正配置というふうな視点での考え方も入ってきますので、これは現段階においては、ある種、見込みであるというふうなことでご理解いただきたいと存じます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。今、例えば何名ふやすかということに対して、3人から4人と。ということは、調整中であるということはまだ確定をしていないと、そのように理解しましたけれども、それでよろしいのかどうか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。組織の編成、いわゆる班の編成ということでは、班そのものについては、これは必要だということで設置をしたいというふうなことでございまして、問題は、その班に何人を具体的に配置するのかということについては、多少流動的なことがございますけれども、3ないし4名程度と。これはあくまでも人事ということだけでなくて給与というふうなことも含まれた班だというふうなことでご理解をいただければと思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。いや、町長、俺、何人ふえるか、その給与班だ何だ、新しく新設するものといいとしても、3人から4人、または5人くらいというのであれば、それはそれで結構なんですよ、詳しいことはあれなんで。その辺を明確に何人なんですかということをお願いだけで、3、4人という回答が出たんでわかりました。それでやっていただければと思います。

次に移ります。12月の人事異動では、各課が職員不足で苦しい中、総務課職員を1名増員することについて質問した際に、総務課長は病気による早期退職者を見据えた対応で、12月にはプラ・マイ・ゼロになると安易な発言がありました。人事管理を担当する総務課が、自分の課を増員するような組織再編は、きちんとしたヒアリングもされず、人事組織上の配慮もされない他の課の不満を増長し、組織全体の士気低下につながると思いますが、どのような考えなのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに全体の今の役場の各課室内のいろんな体制のふぐあいというのが若干程度ございます。できるだけそういう部分をこれまで速やかに補うと、カバーできるような異動というふうなことに心がけてきたわけでございますけれども、全てになかなかきちんきちんと対応しかねる部分もあるわけでございますけれども、総務課の場合につきましても、以前からいろいろ健康面での不安を抱えていたというふうな職員について、ご指摘の12月末いっぱいというふうなことでございまして、増員ということだけでなく、12月末でやめられた職員の補充というふうなことでまずご理解をいただかなくちゃいけないということがございますし、そしてまた、その職員が担当していた業務、それがこの4月の選挙事務を担当する職員というふうなこともございまして、そこに穴をあけておくわけにはいかないと、そういう判断もございますので、ぜひその辺の前後関係をご理解をいただければありがたいと。

幾つかの課においても似たような部分があって、そこについてもいろいろとこれまで

も必要な対応をしてきている部分はございますけれども、必ずしも先ほど言ったように、全てが完璧になされる状況にないというふうなことがございますので、それについては新年度の4月からの体制整備の中で相当程度、カバーできるように意を用いてまいりたいというふうに考えてございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、具体的な課名は申しませんが、病気休暇に起因し班長が異動となり、その補充もされず班長に兼務辞令が発令され、かつ現在も複数の病気休暇により人員が半減した状態で業務に当たっている部署がございまして。なぜ、このような状況を把握しておきながら、放置したまま今日に至っているのか、総務課を増員したと同様に職員を増員しようとしてこなかったのかを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。青田議員、済みません。言葉の使い方として、増員ということではなく補充ということでぜひお願いしたいというふうに思いますけれども、総務課については、先ほどご説明したような前後の事情がございましたので、そうさせていただいたところがございますけれども、産業振興課の部分についても、私も副町長も総務課長もみんな、今の問題意識は共有しているところでございます。

ただ、ご案内のとおり、班長職なり課長職が欠けたとなると、それは基本的には昇格が伴う人事をせざるを得ないということになりますと、一定程度の動きが出てきます。そういう部分もございまして、これはどういうタイミングでその補充を行うかという部分もございまして、これは非常に大変悩ましい部分でもございまして。この時期でもございまして、先ほども申しましたように、新年度に向けて兼務を解除できるようなことでおおむね人材の確保もめどがついておりますので、そういう中でしっかりと兼務体制を解除できるように人事異動なりをしていきたいというふうに考えてございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、私がこれまでの議会で再三、適切な人事管理を行っていくことを求めてきましたが、このことは他の課長より格づけの高い総務課長みずからが、直接各課の実情をきちんと把握していないのではないかという疑問があったからであります。その職務を新しい班長に委ねるような組織再編はすべきでないと思っておりますが、どのように考えるのか、これは総務課長、直接お伺いします。いいですよ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。総務課長の置かれた立場というものをこの機会に改めて共通理解をお願いできればありがたいなと思います。

総務課長というのは、やはり職場の全体を束ねるといいますか、総括する立場にございますし、議員ご指摘のように、全体を把握をしながら、いかに各課がスムーズに動けるような体制をつくるか、あるいは気配り、目配りをするか、あるいは議会との関係等々も含めていろんな形で町を代表する部署でもございまして。ですから、そういう立場の総務課長が、より安定した、安心した形で業務を執行できる体制づくりというふうなことは、山元町長のみならず、どこの組織においても極めて重要な問題だというふうに認識しているところでございまして、そういう中で膨大な業務の量を把握すると、あるいは膨大な業務を円滑に執行する組織なり、人事管理をきちんと行くと、そういうふうなことでこの特別職も補佐をし、議会とのいろんな折衝などもスムーズにやっていただく、そういう環境、体制づくりをしていかなくちやないというふうなことでご理解を賜りたいと思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。次に移ります。次に、震災復興関係の組織につ

いて伺います。平成24年4月の組織改編で、震災復興推進課を震災復興企画課と震災復興整備課に分けた際、企画課が震災復興に関する計画の立案や交付金の申請、各種の事業調整を担当し、整備課が事業の実施を担当すると、いわゆるソフト部門とハード部門を分けるという説明を受けていましたが、それでいいのか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に青田議員、おっしゃられたようなことでの組織の再編時の考え方であったというふうに思っております。

1番（青田和夫君）はい、議長。次に、震災復興に関する今の答弁で分けたと。施設整備、ハード整備、震災復興整備課が担うとの説明でしたが、改めて震災以降に提案のあった当初予算、補正予算を検証しましたが、震災復興整備課以外にもまちづくり整備課や産業振興課などそれぞれの課において復興関連予算を措置し、個々に事業を展開しています。特に産業振興課にあっては、イチゴ団地や稲作に関する施設の整備、水産業についても流出した荷さばき場の建築を担当し、予算規模で100億円に達する事業を担っております。驚いたことは、被災前の人員配置と対比しても補充されておらず、当初の組織改正に要する町長の説明とは異なり、特定の職員のみが負担を強いられてきたのではと懸念されます。これに対して町長のご認識を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに産業振興課に代表されるように、一部の課、一部の班に負担がかかっているような予算の規模、内容というふうなものが散見されるのも事実でございますが、やっぱり限られた職員の数、あるいは派遣職員の皆様をどこにどういうふうな形で配置をしたらば、より効率的な事務事業が推進できるかというふうなことで人員の配置なり、組織再編に苦慮しているところでございます。人力的な部分もございまして、あるいはまさに適材適所というふうな部分での個々の職員の力量に負うところも多いわけございまして、今ご指摘の部署につきましては大変なご苦勞をいただいている中で、大変な成果もまた上げていただいているということで、私としても心から感謝をしているところでもございます。

いずれにしても、地元のプロパーの職員の適材適所とそれに加えて必要な人材を必要な部署に派遣職員を当てはめながら、地元の職員と派遣職員の皆様が一体となっていて力を発揮できるように、引き続き努力してまいりたいというふうに存じます。

1番（青田和夫君）はい。次に移ります。次に、今回震災復興整備課に事業管理班を設置する理由について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興業務が昨年から本格化をしてきていると。そしてまた、今年も、新年度もそれがますます本格化の勢いが増してくるという状況があるわけでありましてけれども、そういう中で昨年度は新市街地の設計施工一括方式によりまして、今まで経験したことのない大きな事業規模で事業が執行されていると。

そしてまた、ご案内のとおり、同じ新市街地の中でも異なる事業を導入して、事業費をさまざまな角度から進行管理をしながらやらざるを得ない、そういう状況があるわけございまして、単に事業を発注して完成するのを持つということじゃなく、年度の途中で完成に応じての支払いなり、あるいは事業の進捗に応じての予算の繰り越しなり、債務負担の組みかえなり、いろんな業務が資金面での進行管理に要する業務が、当初想定した以上のものがあるというふうなことでございまして、この辺をしっかりと把握をしながら遺漏のない進行管理、進捗管理をしていきまないと、お金がどこにどういうふうに使われて、どういうふうになっているんだということが不明朗な形になりがちでござい

ございますので、それを今回避けるためにもしっかりとした管理をしていくための班の新設というふうなことを考えているというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、整備課の事業管理班が復興交付金申請を除く復興部門の予算管理と事業の進行管理を分掌すると言うが、対象事業はかなりの業務なのか、具体的にお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほど、町長のお答えにもありましたが、新市街地山下の例をとってみますと、災害公営住宅整備事業あるいは防災集団移転事業、津波拠点整備事業あるいは第二小学校の災害復旧事業など、大きく分けて4つの事業で地域を実施しております。また、その中で事業費ごとの仕分けをする中で設計施工一括発注するというので、造成設計あるいは建築設計、あるいはそれらの詳細設計、あるいは工事についても造成工事、あるいは建築工事、工種ごとの仕分け、細部においては、事業の展開によって基幹事業の導入や効果促進事業の組み合わせなど、多種多岐にわたり多くの予算管理が必要となっております。また、複数年での事業実施のため、予算管理の多くの事務処理が必要となっているというのでございますので、それらに加えてこれから避難路の整備事業や防災緑地事業等の整備事業なども予定されております。それらの諸事業がふえてくるというのでご理解を賜りたいと、かように思います。

1 番（青田和夫君）はい。次に移ります。次に、震災復興に関する各種事業調整や進行管理は、震災復興企画課が担当することになっていたが、今回の役割分担はどうなるのか伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい。震災復興交付金関係に関する部分の申請、各課調整、場合によって復興庁とのやりとり、こういった部分につきましては、従来からの震災復興企画のほうで担任をするというふうな考え方でございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。震災復興企画課が全体的な進行管理をせず、震災復興整備課に進行管理を担当する班を新設するなら、震災復興企画課を廃止すべきだと思いますが、その考えはないのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的に膨大な業務量をそれぞれ分担をしながら、すみ分けをしながら資金の、事業費の管理あるいは復興交付金の確保等々、それぞれの課において担当して、あとは中で連携をとりながらやらざるを得ない状況があるものですから、まだまだ企画課の果たす役割というものは相当大きなものがございますので、このまま継続した形で復興企画課を置きたいと。先ほど申したように、復興整備課のほうに事業の管理班を設けることによって、至らざるところはカバーをしていきたいというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、復興関係の事業というのは、産業振興課やまちづくり整備課、学務課、保健福祉課などでもハード整備を行うことになるが、それはなぜ対象になっているのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。復旧・復興は、必ずしも、いわゆる第2庁舎の2課2室だけで対応できるものではございませんので、そこを中心としながらも、従来からあった課のほうでも相当程度の役割を果たしていただかなくちゃいけないという状況があるものですから、そういうことでのご理解をいただきたいと。基本は復興企画課、整備課、あるいは事業計画調整室、用地・鉄道対策室、2課2室を中心として、議員ご指摘の部署でも相当程度の復興関連業務が分担をしていただかざるを得ないというふうな状況でございます。



1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、震災復興整備課に新たに班を設けるということは、今後、交流拠点の整備を初めとする各種の施設整備が進められますが、これらの工事についても震災復興整備課が担うこととなるのか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまではどちらかというと、新市街地の整備に向けたハード整備が中心になってきておりまして、交流拠点等々の産業振興の部分については、調査なり、計画づくりというふうな段階でございましたけれども、それが今後、具体的に箱物施設の建設というふうな、そういうタイミングを迎えることになってまいります。交流拠点施設なり、第二小学校の問題なり、あるいは防災拠点整備等々の施設整備が集中してくるというふうなことでございますので、それらの業務を、仮称でございますけれども、建築営繕室というふうなことで建築営繕に関する業務を一元化をしたいというふうなことでございます。これはやはり限られた、例えば建築職、建築士の資格を持っている皆さんを1カ所に集約することによって、担当する課と連携しながら対応をしていきたいというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。復興関連施設整備などに取り組んできた産業振興課を初め、他の課も復興部門の予算が膨大に増加しており、1つの課だけ事業管理班を設けるのは疑問がありますが、どのような考えなのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、例えば産業振興課では、確かにイチゴ団地の整備なり、磯浜の水産関係の施設整備等々でここ1、2年、大変苦勞してもらってきたという部分がございますけれども、これは時間が経過する中で一定の終息している部分もございますので、そういう状況に合わせて弾力的な人員の配置なり、組織の編成をしてきているというふうなことでございます。そうはいつても、一定のそこに過不足的な部分があったのも事実でございますけれども、先ほど言ったようなやり繰りの中で、限られた中でこの難局を乗り切っているという状況をご理解をいただければ、ありがたいなというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。今回の組織改編には、まだまだ疑問も多いので後で確認したいと思いますが、町長選挙を目前にした今回の組織改編や組織定数の改正は、選挙後、復興から再生に向かうべき4年間の町政を負託される人物にとって大きな負担となると思いますが、どのように考えているのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。平常時であれば、議員ご指摘のような職名を相当程度意識したほうがよろしいのかなと思いますけれども、冒頭の質問にもございましたように、今、一刻の猶予、中断が許されないというふうな状況にあるわけでございますので、そういう中で、これはどなたが町政を担うにしても必要な体制づくりはしっかりとやらないとうまくないんじゃないかなと。先ほども言ったように、退職を迎える方もおります、あるいは派遣元に帰る管理職の方もおられます。そここのところに穴をあけておいていいのかどうかという問題もございますので、やはりそこはしっかりとすき間のない組織再編なり、人事の補充といいますか、そういうものやっつけていかなくちやないだろうというふうに考えているところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。次に移ります。次に、職員定数を30人増加させる職員定数条例の改正事案は、今回の組織改編と表裏一体であると思いますが、定数増の根拠を伺いたいです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。昨日も同じようなお話にお答えをした部分がございますけれども、

端的にご理解いただくためには、震災前の各自治体の予算の規模と各自治体における職員の関係が基本的にはどんな関係にあるのかなということをもとにベースにさせていただければ、その後の大震災で相当に膨れ上がった予算の規模、そしてまた、職員の数という関係の変化、推移というものでお話をさせていただきたいというふうに思いますが、山元町の場合は、震災前は171名で、一般会計が約55億程度というふうな状況がございました。この辺をベースに各市町村の職員と予算の関係を簡単に見ますと、大体一般会計の予算を一般行政職員ということで割り戻しますと、1人あたりの一般行政職員あたり、5,000万円から6,000万円をカバーしているような、そういう状況が成り立つわけがでございます。名取市さんですと、250億の一般会計でございました。あそこは消防職員、直営ですから、それを除くと大体500名で割り戻していただくとちょうど5,000万円という関係が成り立つわけですけども、押しなべて他の自治体、そんな関係が成り立つということでございます。

ですから、今、山元町、25年度の当初予算で見た場合、560億を一般行政職で割り戻しますと、1人当たり約3億円ぐらいになります。これにこの前もお話しありましたが、支援業務で補助業務、これが50人程度と仮に見込んだとしても、一般行政職、町の職員にプラスしてということでも、それでも3億円前後の1人当たりの予算額というふうになるわけがございまして、このことから推しはかかっていただいても、相当な負担になっているというふうなことでございまして、これを少しでも負担を減らすと。そしてまた、各部署の業務をできるだけならしたいと、平準化したいと、そういうふうな思いで必要な人員の確保、定数の考え方というふうなことで基本的にご理解いただければありがたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。次に移ります。次に、今年度、町長は条例の職員定数範囲内としてプロパー職員を例年以上に採用しているが、復興後の町の財政運営を考えると、任期付き職員や自治体からの派遣職員の要請に努めるべきであると思いますが、どのように考えているのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員、ご指摘のとおりでございまして、一定の復興、再生が落ち着いてきた段階では、自前の職員で町政運営をしていかざるを得ないという状況が来ますので、そこに職員の人件費が極端な割合にならないような、そういう体制を構築していかなくならないというのが基本にあるわけがでございます。

ただ、そういう中で一番最初のご質問にもお答えしたとおり、山元町の組織の大きな悩みとして、年齢構成、階層が非常にアンバランスになっていると、ここが大変我々としても苦慮するところでございます。総務民生常任委員会のほうでも過般、総務課長のほうから年齢階層のピラミッドの分布関係をご紹介申し上げた経緯があるわけがございまして、ここの年齢階層の偏在数をいかに解消していくかということが問われております。例えば先ほど2年間でご紹介しましたが、あえてもう1年延ばしまして来年度以降、26年、27、28年度の3年間で一般行政職といいますか、この方々が17名退職されますけれども、一般行政職だけです。このうち課長職が12名でございまして、先ほど2年間で紹介しましたが、3年間に延ばしますと、こういうことでございまして、そうすると、問題は、その次を担う皆様に課長になっていただければ結構なんですけれども、なかなかその下の階層が各年次とも非常に人数が少ないという部分でございまして、果たしてこの12名をきちんと補充できるか否か、これすらも危惧される、

そういう危うい年齢階層になっているということがございます。

一方、中堅層ですね、これは30代の皆さんというのは結構層が厚い部分があって、またその30代以下がまた年次によって非常にばらつきがあるという状況があるわけでごさいます、新年度につきましては、この30代以下の年齢階層のばらつきを少しでもならせたいと、補充をできればということで職員採用の年齢の幅を引き上げました。そういう中で何とかやりくりできないかということ。一定の職員の数を採用することだというふうなことにしておりまして、多少ここ2、3年の退職される方々の動向も見据えて、なおかつ、若い人のすき間を少しでも埋めたいと、こういうふうな考え方で職員採用に当たっているということでございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。それでは、最後に、県や他の自治体からの職員派遣で十分でない組織改編によって町政の混乱を招くおそれもありますが、今回の定数増分が充足されない場合、その責任をとる覚悟があるのか伺います。

そして、私の質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。新年度に向けました派遣職員の確保の見通しというふうなことでございますけれども、私も多忙をきわめる中で各全国の自治体に足を運ぶ中で、相当程度の派遣の見通しがついてきております。基本的には新年度の派遣職員、現在よりも十五、六名多い115名ほどの確保の見通しがついておりますので、青田議員にご指摘いただいた部分の部署のカバーを相当程度、できるものというふうに思っておりますので、できるだけ各部署の業務量の平準化というふうなものに意を用いつつ、また職員の皆さんの健康管理というふうなものにも十分配慮した組織なり、人員体制をしけるものというふうに考えておりますので、責任云々かんぬんは出てこないものというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。（「終わります」の声あり）

議長（阿部均君）1番青田和夫君の質問を終わります。

---

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤隆幸君の質問を許します。伊藤隆幸君、登壇願います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。平成26年度第1回3月議会において、町民の知りたい諸課題について、2件にわたり一般質問を行います。

1件目は、工事立て看板へ契約金額の明記についてであります。

町内では、各方面で種々工事が行われています。町民の財政負担の周知や透明性確保の観点からも、工事立て看板に契約金額を明記してはどうかについて伺います。

続いて、2件目、東日本大震災を後世に語りつなぐ方法についてであります。本町に甚大な被害をもたらしたあの忌まわしい東日本大震災の発災から3月11日で丸3年を迎えます。町域の約4割が津波によって浸水した町の惨状を後世に伝えていく必要があると思います。具体的な取り組み方法についてお伺いします。

以上、2件にわたり私の一般質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、立て看板へ契約金額の明記をについてであります。町では工事立て看板の表示に当たっては、国の基準を準用しております。平成18年3月31日付国土交通省道路局長通達で、道路工事現場における表示施設等の設置基準が示されており、周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し、工事に関する情報をわかりやすく提供するため、掲示板に工事内容、工事期間、工事種別、施行主体、施工業者を表示するよう定めております。

このため、町発注工事においては、契約金額を表示することまでは定めておりませんが、県や一部の自治体では既に表示している事例もありますことから、今後、町発注工事においても、工事に関する情報提供や透明性確保の観点から、工事表示板に契約金額の表示を行う方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、東日本大震災を後世に語り継ぐにはについてであります。私からは、施設などの具体的な取り組みを説明させていただき、学校における防災教育、伝承等の取り組みについては教育長からご説明いたします。

町といたしましては、多くの生命と財産を一瞬にして奪った大震災と津波の脅威、教訓を伝承することは重要なことであり、未曾有の大震災の体験を風化させることなく末永く後世の人々に伝えることで、危機管理意識を醸成することが必要だと考えており、平成25年第1回定例会において、山元町鎮魂の日の条例制定を行ったところであります。

大震災を語り継ぐ具体的な取り組みとしては、犠牲者の追悼と鎮魂の記念碑、大震災を象徴し、教訓を後世に伝える伝承のあり方や臨場感を感じられる施設等について検討するとともに、小中学校での防災教育や広報紙、パンフレットなどを活用し、津波から命を守るためにはより早く、より高く、より遠くへ避難するとの意識づけを行い、さらに実際の津波被災での教訓を反映した避難訓練を継続して行うなど、町民一人一人に至る津波避難文化の確立と継承を行うことが必要であると考えているところでございます。

大震災の状況を伝えるものとしては、既に国道に津波浸水区域をあらわす標識が設置され、県道や中浜小学校などの公共施設に津波浸水状況表示板も試行的に設置されております。

町では復興交付金の交付決定を受け、震災遺構としての中浜小学校の保存の有無のみならず、大震災の伝承のあり方や管理、運営方法についても検討する震災伝承検討委員会を今月11日に予定しており、今回の未曾有の大震災の脅威、教訓を後世にしっかり伝えていけるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。伊藤隆幸議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、東日本大震災を後世に語り継ぐにはの学校教育における取り組みについてですが、県教育委員会では、平成24年度から新たに防災主任制度を導入し、各小中学校に防災主任を置くとともに、拠点となる学校には防災教育を担当する主幹教諭が配置されることになり、本町では、山下中学校と坂元小学校に1名ずつ配置されたところがあります。これは東日本大震災の記憶が薄れることなく後世に伝える仕組みをつくると

ともに、自然災害に対する危機意識を高め、学校教育における防災教育推進の体制整備の必要性から制度化されたものです。

また、今年度、県教育委員会において、災害に対する子供たちの心構えや対応力を高めるとともに、震災の記憶の風化防止を図ることを目的に、防災教育用の副読本「未来への絆」を作成、平成26年度から総合学習の授業などで活用することになりました。今年度の作成は3・4年生用ですが、順次低学年、高学年、中学校用が作成される予定となっております。

防災主任主幹教諭配置による防災教育推進体制の整備と防災教育用副読本の活用などによる防災教育の充実を図り、東日本大震災の記憶についても、被災した子供たちの心のケアにも十分配慮しながら、しっかりと伝承してまいります。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。確認しながら再質問をいたします。

町発注工事においても、工事に関する情報統合性の観点から、工事表示板に契約金額を明記を行う方向で検討していると回答ありましたが、私は、行政に対する財政負担、全く伴わないものと。なぜかという、受注業者に指導することで契約金額を立て看板に明記することは、何度も言いますが、全く財政負担は伴わないものと考えております。その辺の考え方について質問いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えしましたとおり、伊藤議員のご提案につきましては、表示を行う方向で検討してまいりたいということでございまして、財政的な負担という部分は何ら問題ない部分かなというふうに考えているところでございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。各課に指導する。わかりました。

次の質問に移ります。町長説明の要旨で、中浜小学校の部分が述べられておりました。中浜小学校での震災遺構としての町の整備計画はどのような周辺を含めて整備なされるおつもりかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。中浜小学校の整備の範囲というふうなお尋ねかというふうに思いますが、震災復興計画の中で、中浜小学校を中心としたエリアは、メモリアルパールというふうな位置づけにしてきてございます。基本的には、そういう考え方のもとに先ほどお答えしました遺構保存の検討の中で、中心になるだろう遺構問題、どういうふうに最終的に整理をしていただくかという部分がございますし、中浜小学校の今の面積、エリアを中心に多少周辺を広げるようなイメージで現在のところは考えているというふうなことで、まだ具体的な規模、内容については、これからの検討の中で精度を煮詰めていきたいというふうに考えてございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。中浜小学校跡を防災教育の拠点として活用も考えることから、来月からは山元町震災伝承検討委員会を開催しと答弁されていますが、この検討会の人数なり、そして、どの層なりなんなりということでお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お尋ねの伝承検討委員会につきましては、今月の11日から20日以降を予定をしているということでございまして、お尋ねの委員構成につきましては分野の考え方でございますけれども、学識経験者、それから教育関係者、PTAの関係者、それから地域住民の代表、あるいは町内の地域振興に携わっていただいている皆さん、あるいはまた消防関係と、そういうふうな分野構成を念頭に委員を予定しているところでございます。今のところ、委員総数としては11名になろうかと思っております。

11番（伊藤隆幸君）はい。伝承計画検討委員会11名、これは各層から選ばれるということで伺

ったわけですが、今月11日、もうすぐですね。名前を公表することは差し支えないんですか。ぜひその辺も。

議長(阿部 均君) 固有名詞は本会議場では余り好ましくないということになっておりますので、よろしくをお願いします。

11番(伊藤隆幸君) はい。11名、わかりました。

改めて教育長にお伺いします。この回答では、平成24年度から新たに防災主任制度、防災教育を担当する主幹教諭が配置されたことにより、本町では山下中学校、坂元小学校に1名ずつ配置されたとありますが、この配置でどのように変わりましたか。お伺いいたします。

教育長(森 憲一君) はい。お答えいたします。先ほど答弁の中で申し上げましたように、現在、山元町には2名の主幹教諭が配置をされ、その2名というのは、1人は山下中学校に配置をし、山下地区の防災主任等を取りまとめながら子供たちへの指導を中心に、それから、坂元小学校については坂元地区の両小中学校のリーダーとして、そして、全体として小中学校防災主任者会というのを立ち上げてございます。これについては、実は拡大をさせていただいて保育所、幼稚園、山元支援学校等々にもお入りをいただいて、この防災教育のあり方、あるいは情報交換等をしながら詳細について子供たちの将来に資するための会議を開催してございます。

11番(伊藤隆幸君) はい。今の話で理解したわけですがけれども、中浜小学校、さっきに戻りますけれども、震災遺構として残す。この震災遺構というのは、各地で大分解体なりなんなりで失っています。沿岸部では、この辺では、仙台を基点として南側、中浜小学校だけなんですよね。私が認識すると、そのように理解しています。であるならば、あそこでは誰も犠牲にならなかったわけです。そして、そこといいますか、そこに避難して数十名の方が助かった事実があるわけです。

議長(阿部 均君) 伊藤議員、ただいま執行部側がメモリアルの部分です。教育委員会は伊藤議員が質問した主任の部分ですから、余りそっちこっち飛ばないように、要点を整理して質問してください。

11番(伊藤隆幸君) はい。わかりました。であるならば、その震災遺構として十分後世に津波の惨状、そして、忌まわしい3月11日に大震災が発災したことを十二分に伝えなければ、壊してしまえば何も残らないわけです。私の考えはそうなんです。だから、その辺の考え方を伺います。

町長(齋藤俊夫君) はい。この大震災の教訓を構成に語り継ぐと、これは非常に今を生きる我々にとって大切な問題であるというふうに私も理解するところでございます。

ただ、この施設につきましては、どうしても形あるものはいずれ崩れるといたしますか、朽ちるといふ部分がございますので、やはり一部ご心配いただいておりますとおり、仮に残すとしてもどういう形で残すのか、あるいは維持管理というものをどういうふうに対応していけるのか、その辺の前後関係は、やっぱり皆さんと議論をしながら、できるだけ理解を得られる形で後世に語り継ぐ最終的な結論を得たいと考えているところでございます。

11番(伊藤隆幸君) はい、議長。執行部のただいまの答弁では、どういう形で残すのか、残さないのか、十二分議論する、そういう考えを承りましたので、私の一般質問を終わります。

議長(阿部 均君) 11番伊藤隆幸君の質問を終わります。

議長（阿部 均君） 9番岩佐 豊君の質問を許します。

岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君） はい、議長。それでは、平成26年第1回山元町議会定例会において一般質問いたします。

件名は1件ですが、この質問については、これまで私、たびたび一般質問で取り上げております。また、同僚議員からも同趣旨の一般質問等あります。それだけ重要な私は中身だなと思って今日、一般質問いたします。

町政運営についてですが、町の行政運営をやっていく上で、そこに住む住民の数というか、最も根幹となる、基本になるものと私は思っております。その最も大事な住民の数が、被災以来、依然として減少する傾向にあります。（「減少する傾向にあるでしょう」の声あり）要するに減少がとまらない傾向にあります。人口減少をストップさせるためにも、町長には抜本的な施策を行うべきではないかという思いから一般質問をいたしております。

2点目、復興計画最盛期2年目を迎え、町長が提唱しているチーム山元の構築こそが最も重要なものであると私は思っております。

そこで、具体的に議会、また町民の皆さんとどのような接し方をしていくのか、どのような対応をなされるのか、まず伺いたいと思います。

議長（阿部 均君） 町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町政運営についての1点目、人口減少をストップさせるための抜本的な施策についてですが、震災後、町の人口が2割強減少していることにつきましては、極めて深刻な問題であると受けとめております。

町としましては、人口減少を抑制するためには、コンパクトシティという理念のもと、JR新駅等を中心とし、利便性と快適性を備えた新市街地整備を早急に進め、誰もが住みたくなるような魅力的なまちづくりを一日も早く実現することが必要と考えております。また、JR常磐線が早期に復旧し、仙台市への通勤圏としての優位性を生かせる環境が整うことが重要と考えております。町内で住宅再建される方への支援は手厚くすることも、人口減少を抑制する上で重要と考えております。

このことから、町では昨年、津波被災住宅再建支援制度を拡充し、災害危険区域から町内に単独移転される方に対する一律50万円の土地購入・住宅建築補助を新設したほか、新市街地の住宅団地へ移転される方や、第2種、第3種区域において現地再建される方への支援も拡充しております。

新市街地整備につきましては、現在、新山下駅、新山元駅周辺地区において造成、建築工事が着実に進められております。昨年4月には災害公営住宅18戸が県内最速で入居可能となり、本年4月には総数で75戸が入居可能になる予定となっております。

JR常磐線につきましては、現在、用地買収が着実に進んでおり、本年5月に工事着手予定とされております。

津波被災住宅再建につきましては、昨年12月から申請受付を開始しております。町としましては、これらの事業を着実に進めることにより、人口減少の抑止を図りたいと考えております。

次に、2点目、復興計画最盛期2年目を迎え、議会、町民とどのような対応を図られるのかについてお答えいたします。

私は震災後、これまで町の早期復旧・復興を果たすべく、限られた時間、限られた体制の中で最大限の力を傾注し、被災者の方々の生活再建支援を含め町の復興、再生に邁進してきたところであります。来年度は復興計画の最盛期の2年目となる重要な時期でもあり、復興計画の確実な進捗を図り、本計画の将来像に掲げる“キラリ山元！みんなの希望と笑顔が輝くまち”の実現のためには、町全体が一つのチームとなり復興の難局に立ち向かうという認識を執行部と議会及び町民の皆様が共有することが、復興を加速させる土台として何よりも重要であると考えております。

こうしたことから、今後はより一層これまで以上に意思疎通の確保に努め、住民、議会の皆様のご意見に真摯に耳を傾けながら、後世に誇れるまちづくりに向け邁進してまいりたいと考えております。以上でございます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午前11時44分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9番岩佐 豊君の質問を許します。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、町長から回答いただきましたので、再質問させていただきます。

今、町長から説明していただきましたJR常磐線の早期復旧、またこれまでなされていなかった津波被災住宅再建支援制度などの拡充、また町内に住まわれる方に50万円の土地購入等の補助の新設ということがありましたけれども、これは至極当然というか、もちろん、これもある一定の流出の歯どめにはかかるとは思います。私があえて抜本的施策と言いましたのは、町長がこれまで行ってきたものと違う、要するに一言で言いますと、町民目線で被災した方々の思いに立った手法というか、これまでと違った取り組みというものを私は回答を期待したのですが、そういう回答がありませんでした。端的に言いますね。例えば今回県道が常磐線に移りますね。そこに東側に残される方々がおられます。そういった人々に対する配慮、こういうものがこれまで町長の姿勢からは感じられませんでした。一つ具体的な例を言えばですね。やはりそういった思いやりのある、全くこれまでと違ったような施策というものをを出していかなければ、私はそう人口減少がとまるというようなことはない、このように思います。町長のまずその辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでにない抜本的な施策による人口減少の抑制というお話でございましたけれども、個別のお話に入る前に、基本的にはこの復旧・復興、一日でも早く実現をします。そういう中で暮らしやすさ、いわゆる居住環境をしっかりと確保していくということがまず求められているのかなというふうに思っております。当然、住まい、なりわいあるいは産業の振興ということも当然、そこにはあるわけでございますけれども、そういう中で、たまたま個別のお話も頂戴しましたけれども、そういうふうな



一つ一つの町民の皆様の思いというものをしっかりと受けとめさせていただくということも、これまた大変大切なことなのかなというふうには思っています。

ただ、これまでの議論の過程でもお話ししてきましたとおり、町全体の復興のあり方、進め方の中で、必ずしも議員ご指摘のような部分について地元の皆さんの思いに、そういう欠けた部分もあることも確かでございますけれども、それについては時間が経過する中で、県道は別にしましても、議員ご提案の築山を含む防災公園等による、いわゆる補完的といいますか、次善の策と思われるような手だてを講じながら、個々具体の個別の問題の対応に向けて今、精力的に対応しつつあるということもご理解をいただければと、ご指摘のように、そういう一つ一つの町民目線、思いを大事にした積み重ね、これが大事なんだろうということでは議員と思いを共有するところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。共有するんであれば、これまで進めてきた手法、例えばこれまでも何度もお話ししてきたことですがけれども、例えば危険区域の条例制定に関する手法でも、やはりもう少し住民目線に立った丁寧な説明があつて、時間をかけた説明があつて私はいいと思います。こういう山元町は3分の1を危険区域に指定したわけですね。いわゆる危険区域を広くすれば、その分、その土地の資産価値というのは当然下がります。私は逆に、そういうことを防ぐために亙理町のように道路をもう1本整備して、5メートルとかの道路を整備して、シミュレーションの結果を少しでも下げられるような対応をしていくことが本当に住民に沿ったやり方だと。これまでの一連のそういう手法というものを変えていかなければ、やはり町民はこの町に安心して暮らせないんですよ、らしさを感じないんです。それで私はこんな質問をしているわけです。ですから、今、町長は全体のあり方と言いますけれども、もちろん、全体のあり方は大切です。だけど、それがあの方々の犠牲の上に立ってはだめなんです、町長。この考え方についてさらに質問します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員のご指摘、思いも相当私も共有させてもらうわけでございますけれども、これまでお話ししてきましたとおり、600名を超える大変な犠牲者を出しているわけでございます。このことをまず、この痛みを、残念な思いを共有するということが非常に重要なことなのかなと。

その中でいかに安全・安心なまちづくりをしていくのか、二度と悲劇を、惨状を繰り返さないようなまちづくりをしていったらいいのかということだろうと思うんですね。決して好きこのんで危険区域を広げるということでなくて、残念ながら、1000年に一度かもしれません、500年に一度かもしれませんけれども、ああいう未曾有の災害を我々は経験したわけでございますから、その経験に基づいていかにより安全・安心なまちづくりができるかと、ここが基本だろうと思うんです。

ですから、1種区域にたまたま補修をして残られるような状況の方も一部いらっしゃるわけでございますけれども、できれば、防災集団移転を活用していただいて、より安全な場所で住まいを再建していただけるとよろしいのかなというのがどうしても基本にございます。仮に一定の期間、現地再建されましても、1種区域ですと、今後、新築、建てかえということがいずれ困難な時期が来るわけでございます。今、防災集団移転を活用していただける間に一定の方向性を見出してもらえば、非常にありがたいというのが基本でございます。

しかし、それはいろいろそれぞれの世帯の、あるいはそれぞれの町民の方々の一定の

判断というものも、これまた尊重していかなくちゃいけない部分もございますので、議員ご指摘のような部分については、可能な限り、町としても現地に残られて再建を目指す人に対しても一定の安全・安心対策の施策を施していかなくちゃないと、そういうふうな思いではいるところでございます。

いずれ、これまでの危険区域の考え方、見直しについては、議論させていただいてきたとおり、一定の時期でもう一度見直す部分があれば見直しをする中で、縮小できるエリアがあるのであれば、そういう方向でやっていければ幸いかなというふうには思っております。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長、今お話しされている中で大変なことを言っているんですよ。1種区域に住まわれている方は、いずれそこは住めなくなると限定していますよ、あなたは。それではだめでしょう。そういうふうにならないような手だてをいろいろするんじゃないですか。もう最初から切り捨てているよ、あなたの考え方というのは。だから、話が一方で優しそうなことを言いながら厳しいことを言っているんですよ。それが町民の皆さん、わかっているんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員、ぜひご理解いただきたいのは、今回の我々の安全・安心なまちづくりの基本は多重防御ですよ、多重防御です。多重防御で7メートル20の一線堤を基本にして二線堤、あるいは部分的には三線堤の考え方も取り入れながらと。ですから、一線堤なら二線堤で全てを守れるわけでないわけですよ、基本的に。津波からの逃げる時間を少しでも確保すると、こういうことでまちづくりを進めようとしているわけでございますので、そういう観点に立って今の防潮堤の高さ、レベルというものを考えたときに、仮に今後、危険区域の見直しをするにしても、なかなか1種区域をどこまで縮小、見直しをできるかというのは非常に厳しい状況があるんじゃないでしょうか。そのことも、やはり一定程度、おわかりをいただきますと、なかなかこの議論がかみ合わないところがある。私としては、できるだけ皆さんに将来にわたって安心・安全を確保できるような、担保できるような集団移転をぜひお願いできればありがたいというのがベースにあるということで、その次にいろいろ手だてがあるのであれば、それに意を用いていくということでございますので、ぜひ誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長、まず1点。危険区域ですけれども、そこに居を残してしまった方々には住んでもいいというような決断をしたわけですから、やはりそこには最大限の配慮があって当然なんですよ、まず1つ。

それと、我々にもともと説明してきた話というのは、今町長が言われたように多重防御ですよ。まず、堤防7.2の堤防があって、200メートルの高台の緑地帯をつくって、さらに県道を盛り上げて、さらにJRを7メートルの盛り土にして多重防御で守るんだと。それでも守れないときもあるから、そのときは逃げるような道路を10本ぐらいつくりますと、こういうお話をされたことはないですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。JRの高さの問題とか、ちょっともう少し確認させていただいたほうがよろしい高さもあるかもしれませんが、基本的には、多重防御というふうなことでの安全・安心なまちづくりを基本としてきたと。これは紛れもない事実でございますし、それは執行部の提案あるいは議会での議論を踏まえて最終的にそういう形をとらせてもらっているということでございますので、そこについては一定の共同歩調をとって

いただければありがたいというふうにも思います。

いずれにしても、基本は基本としてその次に対応すべきは何なのかということに、そこは思いを共有しながら、しかるべき対応をしてまいりたいというふうなことでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長、言葉は本当に優しくていいんですが、中身ですよ、やはり。これまでもいろんな議会で町長にお話ししたときに、町長はその都度、やっぱり真摯に反省されて丁寧な対応を心がけるというふうなお話をされますけれども、結局危険区域を指定するときの過程もそうですし、例えばJR、県道のあれもそうです。確かに議会に説明なりはしています。ただ、具体的に相談しながら、説明しながら共有してつくり上げたかという、そうでなくて、町長がどんと出してきてこれをお願いしますというような手法ですと来ているんですよ。これが一番今、町民が不安がっているところだと思います。

ちょっと前になりますけれども、住民説明会というのを前にやりましたよね、前に。そのときに住民の方から、今回の説明会と前の説明会の資料でどこが違うんですかというご指摘がありました。町長は、そういう町民の声を生かすためにそういう説明会なりなんなりをしてそれを今後、生かしていくというふうなお話をしながら、次の同じような説明会のときに全く変わらない資料を出してきてお話しされていると。そこでそういう疑問が出ました。本当に向き合うのであれば、そこで本当に変わるわけなんですよ。変わらなかったら、何で変わらなかったと丁寧に説明しなくちゃならない、前段で。そういうことがなくてずっと来ているんです。そういうことを本当に改めないで本当に大変になりますよ、この町。

町長（齋藤俊夫君）はい。丁寧な説明あるいは議論を深める必要性というふうなことでございませうけれども、これに関してもこれまでもいろいろこの場でもやりとりさせていただきました。先ほど例示していただきました災害危険区域の問題も、全議員とやりとりさせていただきましたけれども、我々としては、限られた中で精いっぱい必要な機会の確保というふうなことに努力をさせてきてもらっているわけでございます。基本的にはあの年の5月から始まった復興計画の策定本部会議から始まりまして、新しい組織を立ち上げて有識者会議、あるいは町民代表の方々の検討会議、そしてまた、町の中でも班長レベル、あるいは課長レベルとの議論、検討を踏まえて、そして、議会の皆様にもその都度、お話をすると、そういう繰り返し繰り返し進めてきているわけでございます。

ただ、最初の段階からあるケース、最初の段階からパーフェクトの形ではお出しできないわけですよ。素案的なものから少しずつ肉づけをしていって、最終的に議会のほうに会議の3日前に正式にお出しすると。その前に一定の期間の中で塾度を高めながら何回か委員会とかでご説明させてもらってという、そういう繰り返しでございます。本来であれば、確かに大事な内容、案件でございますので、もう少し時間をとって議論を深めて思いを共有しながらというふうなことがそこには必要なんだろうと思いますけれども、昨日、佐山議員さんの答えにもありましたように、大震災の中で混乱している中で、たかだか6カ月足らずで議会での復興計画の議決を経なければ前に進み得ないという、このジレンマがあるわけですよ。ここをご理解していただかないとうまくないと思うんですよ。震災前は、確かに一例挙げますと、町の発展計画、3年ぐらい時間かけてキャッチボールしているんですよ。そのレベルとこれを比較されたらば、どういうふう

になるのでしょうか。ここなんです。どうしても危険区域にしても手戻りのない形でやろうと、早く我々の土地利用の方向性を示してもらわないと困るという、そういう意向を受けて一定の期間で、一定の考え方を整理して議会にもご相談をしようと、そういう繰り返しです。そのところをぜひご理解いただきませんか、必要な機会の確保という部分について執行部と議会の皆さん、岩佐議員の思いというのがなかなかマッチしない部分があるわけなんですけれども、そのところ、時間の足りない中で一定の方向づけをしなくちゃいけないというこの困難さをぜひご理解をいただきたいなと。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長はいつもこういう大災害時、未曾有の被害を受けたとき、通常と同じ手法でできれば、できない。それはそうです。だから、逆に言えば、本当に声を聞かなきゃだめなんです。上から目線ではだめなんです。七ヶ浜の町長さんのお話を聞いたことがありますけれども、彼は本当に何をしていたかわからなかったと言っています。それで、4月かそこらでもう町民の声を聞いています。しかも、町民の中からこういうことは何度もとる必要があると、時間の経過とともに人の考え方って変わるからとる必要があるからって何度もとっています。そういった最初のスタートが、今町長が話されたように、時間がない、時間がない、時間がない。これで進んできた結果、今、いろんな弊害が出てきているんでしょう。職員の皆さんが本当に知恵を絞っても、やっぱりとまる場所があるんですよ、だからそこで。本当は最初にそこだったんですよ。今、町長のお話を聞いていると、まだその反省がないんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。被災地の被害の状況、そういうことも多分に影響するわけですよ。振り返って見ていただきたいと思いますと思うんですけども、最終的に600名を超える大変な犠牲者が出ましたけれども、あの一面に広がったがれきの山、水、あそこの中で1カ月たっても行方不明者がまだ相当数いると。そういう中で復興計画どころじゃないわけじゃないですか。一定のそういう行方不明者の捜索なりがれきを撤去しなくちゃいけないと、あるいは仮設の入居を急がなくちゃいけないと、あるいは避難所の運営もしなくちゃいけないと、役場の仮庁舎も建てなくちゃいけないと。もろもろの業務を限られた時間で限られた体制の中で精いっぱいやらなくちゃいけないわけですよ。物事には選択と集中、どこかでお答えしましたように、その一つ一つをクリアしながら次は12月まで何とか復興計画をまとめなくちゃいけないと。要所要所でいろんなご意見を頂戴します。それを我々は内部で持ち帰って先ほど言ったプロセスの中で検討して次の場面に臨む。必ずしもご提案頂戴したのがすぐに復興計画等々の中に反映できるかということ、必ずしもそうではございません。いろいろ内部で検討した中でそれをどういうふうな形で盛り込めるか、盛り込め得ないのかということ、その繰り返しで来るわけですから、その前後関係をぜひおわかりをいただければありがたいなというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。今、町長、お話しされたことを全く理解しないとは言っていない。ほとんどわかるんですよ。ただ、今、町長言ったように、ああいうときと言いましたけれども、じゃ町長、ふだんと違うときに、申しわけないけどやっていることは、あの当初ですよ、ふだんと同じことをやっていたんでしょう。一例を言いますからね。山元町は被災した住民を戻さなかったですよ、最初。そして、それが要望が強くて戻すようになりました。そのときに許可証を出しましたよね。要するに立ち入り許可証だったか、名前ちょっと忘れましたが、あのとき、ああいうごったがえしている場で住民がみんな並ぶんですよ、あれをもらうために。しかも、こういう書類を書かせるでしょ

う。次の日も書かせていたんですよ、あんなときに。ふだんと違うなんて、何でもう少しやり方を変えないんですか。申しわけないけど、私が言ったんですよ、そして変えたんですよ。それを忘れませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。事務処理の関係は、それは改めるところは改めることにしまして、基本的にあの混乱した中で皆さんがお一人お一人、うちのほうに戻ると。確かにそれは心配でしょう、不安ですよ。自分のうちがどうなっているか、早く行って確かめて片づけるものは片づけたい、その気持ちはそのとおりです。

しかし、先ほども言ったように、一面にがれきが広がっていて、あるいはライフラインがまだ未復旧で、それをきちんとして秩序を保ってやるためには、一定の出入りを規制をさせてもらってきちんとした形でやらないと、ああいうときだからこそ、秩序だの規律ということが必要なわけですよ。

ただ、事務処理的に立ち入り時の許可証の発行の関係については、それは工夫をする余地があったでしょうけれども、あのこと事態を私は責められる何物もないと思いますよ。あれがあったからこそ、こういうふうにして一定のスピードで復旧が進んできていると。これは自衛隊なり、消防団なり、防災関係機関の皆さんのご尽力だし、そういうふうには秩序立ててやってきたからこそ、今日があるんだろうと思います。その過程で岩佐議員お気づきの事務処理の点は、それはそれでいろんな面でご指摘の分以外についても日々改善をしてきて今日に至ってきているということで、そこの点は真摯に受けとめさせていただきたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい。堂々めぐりになりますけれども、あの当時でも、亘理町は立ち入りさせていましたよ。もし、これ違っていたら違うと教えてください。私は立ち入りさせていたと聞いていました。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、それはその被災自治体の状況、それと災害復旧に向かう町の方針、姿勢、これはそれぞれ問われるわけですから、必ずしも山元町のやり方がパーフェクト、完全であった、お隣がどうだったという問題じゃなくて、山元町は山元町の置かれた立場で防災関係機関の皆さんのご支援をいただきながら、できるだけ整然としてやれるものについては、そういうふうには運ばせていただいた。あれをしなければがれきの撤去なり、行方不明者の搜索活動なり、そのこと事態がおくれるわけですよ。物事には順番があるということですよ。そこのところをしっかりと共有していただけるとありがたいなど。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。あのね、無作為に入らせないためにもああいう許可証を出したと思うんです。それはいいですよ、だから。ただ、そういう、今、町長のお話だと、どうしても目線が上なんです。もっと言いますか、亘理町さんは住民がぼっと入りましたよ。だから、比較的泥棒が横行しなかった。山元町はすごかったですよ。それは今言ったようなことも考えれば、それもある程度、わからないわけではないけれども、ただ住民目線じゃなくてこうしなくちゃならない、こうですよと一方的な上からのやり方ですよ。そういうのを改めないと、今後、町政運営というのは、やっぱり私はなかなか難しいんだろうなど。どんなにいい考えを持っていても、それは住民に理解されなきゃだめですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員おっしゃる後段の部分は、それはしっかりと受けとめさせていただきます。

しかし、非常時、混乱時には町のトップとして統制のとれた対応をいかにできるかということが問われるわけですよ。私も県のほうで防災なり、危機管理のほうには一定程度、携わらせていただきました。そういう中で自衛隊なり、消防団なり、警察なり、関係機関の皆様と連携をしっかりとりながらやらせてもらったわけでございます。それは非常時の状態がどの程度なのか、それがだんだん少しずつ落ち着いてくれば、それは議員おっしゃるとおり、少しずつまさに町民目線、思いに立ってと、そういう部分でだんだんシフトしてくるわけですよ。それを最初のころの部分と今の部分と一緒に受けとめてもらっても、これはなかなか困る部分があるわけですよ。その高い目線とかなんとかじゃなくて、いかに統制のとれた秩序のある復旧・復興をなし遂げられるかと。最初はそういう形でいきませんと、みんな、どうぞ好きなようにやってくださいということでは、誰が何をどこから手をつけていいかわからないじゃないですか。そのためには、これをまずしましょうと。次はこうしましょうと。一つ一つ先ほどご紹介したような手順を踏んで、犠牲者の方の弔い、行方不明者の捜索、避難所の運営、一つ一つそれは行政主導で一定程度やらなければ、うまくないわけですよ。ただ、その延長線上では、少しずつ落ち着いてきたらば、議員おっしゃるような視点、観点を大事にして平常時に戻してと、そういうことで私はいきたいなと。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今、町長言ったように、もちろん、ある面、主導というのは必要などころもあります。ただ、それを引きずるんじゃないで、今変わってきていると、変わっていないから問題になっていますよ。もちろん、今、やっぱり町民の方が諦めて出ていかれるのは、JRが一番大きいとは、それは私も思いますけれども、やっぱりここまで我慢してきた人が今決断して出ていくということは、この町に優しさというものを求めたときに、それに十分なものがあるのかなという思いがあるために出ていくということは、私は非常に大きいと思う。だから、本当にそこに思いを至らなかつたらだめだと思うんですよ。町長がこうだからこんな大災害で、それこそ500億で1.何倍の職員でと言いますけれども、ですから、ふだんと違うやり方をしなくちゃだめなんですよ。例えば国から期限切られたから28年までにやらなきゃだめだとかどうだとかと言いますよね。何でこんなに10倍、15倍もの仕事をしているのに、そういう国あたりに対して物を言わないで物の進め方をするのか私は理解できない。町長、言っているとおりなんですよ。500億の仕事を1.7倍ぐらいの人でやっているわけですから、それは無理ですと、物事によっては国に言うのは当たり前でしょう。そうじゃなくて、だから早くしてください、認めてくださいと、こういう手法は私は違うと思う。

町長（齋藤俊夫君）はい。これもこれまでも議論させていただいたところですけども、具体的に何をおっしゃっているのか、私もいまいち理解しがたいところがあるんですけども、我々としては、震災直後からいろんな問題意識を持って、問題提起をしてくる中でいろいろ改善されてきておるわけでございます。例えば防潮堤の高さの統一の問題、（「かみ合わない」の声あり）かみ合わないじゃなくて、平常時であれば、高さを統一することすら、ままならなかったのを、山元町の町長がほえているということが震が関のほうでもひとしきり話題になったということですけども、そんなことで防潮堤の高さの統一の問題、あるいはがれき、ごみ処理の問題、これだって地元負担が最初は数パーセント伴うような話がありましたけれども、これは声を大にする中で最終的には地元負担ゼロと。仮庁舎問題もしかり、本庁舎の財政支援もしかり、あるいは被災者の支援

拡充制度につきましてもしかりですよ。本来、国は100万円の基礎支援金と追加の200万円の300万円で生活再建支援ですよ。こんなことじゃ津波ではとてもじゃないけど立ち直れませんよという声が、結果的には43億、以前の8億、こういう支援金の獲得ということにつながっているわけですよ。市街地の農地転用の途中から不要になりました。これももしかりですよ。いろいろ問題提起をする中でそういうものが一つ一つ、時間差はありますけれども、実現してきているわけですよ。それは100パーセントになっていない部分はあると思いますよ。岩佐議員、また別な点であればどうだと言われれば、そこまではいうふうな部分、ございますけれども、そういうことでこちらの思いをしっかりと国のほうに伝えて交付金なり、制度の拡充につなげているということをご理解いただければというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。町長、これ堂々めぐりみたいになっていきますけれども、よそと山元町が違うということは、例えば3市街地以外の集団移転でも、これは何度もお話ししていますよね。こういうことが本当に優しいまちづくりなのかということですよ。5戸なり、10戸なりで亘理町も新地町も認めていますよ。これが私は住民に沿った町政運営だと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別の集団移転の問題の対応、思いやれということでございますが、山元町の置かれた立場といいますか、これまでのまちづくり、確かに震災前であれば、ここまでのまちづくりに発想の転換をするというのは難しい状況であったかと思えますけれども、しかし、山元町は町の中心性、拠点性というのが非常に乏しいまちづくりに残念ながらなってきたということ。ここがほかの周辺の町と大きな違いですよ。これから人口が減って、いわゆる必要な財源を、税金を負担してもらう人が減るわけですよ。そういう中でまちづくりをしようとしたときには、サービスを低下させないでできるだけ負担も抑制して、こういうまちづくりが求められるときに、やっぱり議会の皆さんなり、町民の皆さんといろいろ議論を重ねて決めた3つの市街地を中心にしたまちづくりをしなくちゃならない。そこに一定の充足を確認ができれば、5件でも10件でも制度要件を限りなく活用して、個別具体の集団移転にも対応していけるのかなという部分があったわけでございますけれども、これまでも説明してきたように、結果として個別の集団を認めがたい最終的な判断をせざるを得ないということもご理解をいただければなと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。何度もこれはお話ししていますから、町長のお話しすることは私も理解するところがあります。ただ、この前も私、お話ししましたがけれども、町長がそういう考えでいたならば、なぜあそこまで引っ張ったかということですよ。一番最初にそういうことをお話ししていればいいんですよ。請願出された方々、請願出す前に要望しているでしょう、町長に対して。そのときに、こういうことですよと何で説明できなかったんですか。そこなんです、あなたの優しさが欠けているというのは、私、悪いけれども。わかり切っていることでしょう。何で最初にそれを説明してあげなかったのかということ、それが優しさがないと私は言っているんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。最初からそういう結論が出せるのであれば、私もこんなにご迷惑を皆さんにおかけする必要がなかったし、私もそんなに苦しい思いをする必要がない。議会の皆さんとともに、人口が減っている中でここに残りたいという方の思いを何とか受けとめさせてもらいたい。どんな形で、どんな方法でやれるのかなと、ここに一定の時

間がかかってしまったという。それと、津波被災支援拡充策、これが途中で出てきたというふうな部分もあって、現地再建されて新市街地の希望者が残念ながら思った以上に減ってきたという前後関係ですね。仮に新市街地のほうに一定の充足があれば、別なほうにもまた新たな考え方で決断できる余地もそこにはあったわけです。最初からなかなか……。(「議長さん、長過ぎるんで申しわけないけど」の声あり)(「答弁は簡明に願います」の声あり)そういうことですので、ひとつよろしく願います。

9 番 (岩佐 豊君) はい、議長。そうじゃないですよ。議長、私はこれまでと違った方向で調整をしてほしいということで今、1つの例を言って、そこの考え方を変えなければ、依然として流出は続くということではあるんですよ。

議長 (阿部 均君) 全くその部分は問題ないんで、どうぞ。

9 番 (岩佐 豊君) はい、議長。それで、だから、優しさという部分でいえば、町長、最初にこういうこともあり得るとお話しするのが優しさなんです。あのとき、やると言ったんですよ、町長、はっきり言うけど。やりますと言ったんですよ、時間だけくださいと言ったんですよ。

町長 (齋藤俊夫君) はい。ですから、やりたいという思いがあっても事情の変化、それがあったということも、片方が100戸程度減って、片方をどこから財源を持って行って、先ほど、きのうですか、お答えさせていただいたように、その辺の前後関係があるわけですので、その中で苦渋の決断だったということもご理解をいただきたい。

9 番 (岩佐 豊君) はい、議長。町長、100戸近く減ったでしょう。まさしく私が今言っていることなんです。町民目線、優しさ、こういうものが欠けているから100戸も減っちゃったんですよ。だから、私は指摘しているんですよ。(「休憩」の声あり)(「賛成」の声あり)

---

議長 (阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。

再開は1時55分といたします。

午後1時45分 休憩

---

午後1時55分 再開

議長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 (岩佐 豊君) はい、議長。それでは、1点目については最後にします。

これまでと違った抜本的な施策ということで、具体的な施策というより、まず住民目線に立った町政運営というのをまず目指してほしい。端的な例を1つ言いますね。町長は難しいと言いましたけれども、5戸だろうが、6戸だろうが、10戸だろうが、今後、そういう声が今でもありますよ。そういう声にもう一度耳を傾けるような、本当に住民目線に立った町政運営をやっていただきたいと、このように強く訴えておきます。町長、これについてだけ答えてください。

町長 (齋藤俊夫君) はい。復旧・復興・最盛期とだんだん3.11の大震災から時間が経過している中で、町も一定程度、落ち着きを少しずつ取り戻せる状況になるわけですので、そういう状況に合せながら、やはり行政主導というふうな部分を少しずつ変えていく必要があるというのは、議員ご指摘のとおりでございます。時間的な余裕なり、体制の余裕に合せてできるだけ町民の意向、目線というものをより大事にしていきたいと。



そういう中で少しでも暮らしやすいまちづくりをしていかななくちゃないと。

議員、人口といいますか、まちづくりの根幹、住民であるということでございますけれども、全くそのとおりでございますして、町の勢い、町勢、これはまさに住民の数というふうなものがそこには基本にあるわけでございますので、人口減を増加に転じると、なかなか難しいと。即効薬はなかなか見当たらないという部分はあるわけでございますけれども、ここは町民の皆様方と目線を、思いを大切にすることで、少しでも暮らしやすい住みよい快適な町にしていくための英知を結集していくような、そういう姿勢でやっていかななくちゃいだろうと、そういうふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、2 点目の最盛期 2 年目を迎えた町長提唱しているチーム山元、この構築後が大事と私は思っているんですが、回答いただきました。本計画の“キラリ山元！みんなの希望と笑顔が輝くまち”、このために町全体が一つのチームとなり難局に立ち向かっていくことが大事と、こういうお話をいただきました。その認識を執行部と議会及び町民の皆様さんとで共有することが復興を加速させる最も重要なことであるとお伺いしております。このためには、具体的にどのようなことで取り組んでいくのか、具体的なこれまでの、端的に言えば 1 2 月に議会から問責決議というふうなことがありました。そういうふうなことも踏まえて、どのような対応をしていくことがチーム山元の確立できる要因となるのか、その辺をお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一つ一つの物事、施策を施行しようとしたときに、どういうそこに立ちはだかる問題、課題があるのかというふうなことを、できるだけ早い段階に町民の皆様なり、議会の皆様と共有をすると。一定の時間を確保しながら議論を深めていくということが大事なのかなというふうに思っております。

先ほど、震災の大混乱期の中で非常に制約された中で対応せざるを得なかったという部分、それを少しでも余裕を持った形で前々と問題提起をさせてもらって、皆さんにも検討していただく時間を確保してもらおうと、そういうふうなやり方に意を用いなくちゃいけないのかなと考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。本当に早い時期にそういうお話をいただければ、いろんなボタンのかけ違いのようなこともなかったと思いますよ。最初にやっぱり相談なんですよ。前段でお話ししたこともこれと相通じるもの、あるわけですが、やはりこういう混乱したまちづくりのときには、本当に住民目線でやっていくことが本当に大切だと私は思います。それに時としては行政主導という面が出てくると思います。やっぱりそのときには言葉を尽くして理解をいただいてやっていくことが非常に大事だと思いますよ。

あと、チーム山元には職員相互の理解というか、そういう方向に立っていかなければならないという難しさがあるので、先ほども同僚議員からそのような職員に対する配置、配慮、そういうふうなお話もありました。本当にしっかりした話し合いを持ちながら、混乱期を乗り切るような熱意を持って町政に当たっていただきたい。このように強く要望し、私の一般質問といたします。終わります。

議 長（阿部 均君）9 番岩佐 豊君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）6 番遠藤龍之君の質問を許します。

遠藤龍之君、登壇願います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。2014 年第 1 回議会定例会に当たり、町民の皆さんの重要な

要望する諸課題など初め、今進められている復興事業の推進、まちづくりに関することなど町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1 件目は、保育所を統合し1つとする方針のさらなる検討についてであります。

町は、震災前に3つあった保育所を1つに統合し、新山下駅市街地に設置する方針を示し、その実施に向け取り組んでおりますが、まだまだ検討が不十分であると思われま。とりわけこれまであった保育所がなくなる地域住民の声を大切にし、慎重なさらなる検討が求められておりますが、さきの議会では、地域住民の声を聞く予定はないとする冷たい答弁でありました。地域にとってこれまであった施設がなくなるということは、大変な問題であります。地域住民にも十分な理解を得、住民合意のもとでの結論が求められておりますが、改めて検討する考えはないかお伺いいたします。

2 件目は、花釜、牛橋、笠野区などのインフラ整備の再構築で安心して暮らせる取り組みについてであります。

現在、花釜、牛橋、笠野区等では、被災した家を新築、改修し、現地での新たな生活を始めている被災者がふえております。町は、平成26年度は、我が町の震災復興計画における震災の影響により低下した町の機能を回復させ、町全域がかつての姿を取り戻し、インフラ整備の再構築を終えとしておりますが、これらの地域のインフラ整備の再構築と、現地再建で頑張っておられる被災者の皆さんが安心して暮らせる生活環境整備の確立が喫緊の課題と思われま。それらの対応についてお伺いいたします。

3 件目は、町政に取り組む姿勢についてであります。

町長は、町長の責務として、沿岸から平野部が続く我が町のような沿岸地域における復興のまちづくりが子々孫々に引き継がれ、誇れる創造的復興を遂げるよう新たなまちづくりに全力を傾けて取り組むとして町政に取り組む姿勢を示してありますが、この4年間の取り組みも見ながら、町長の町政に取り組む姿勢について次の点についてお伺いいたします。

1 点目は、組織体制の整備強化など、行政一体となった取り組みについてであります。

2 点目は、他自治体との連携による取り組みについて。

3 点目は、問責決議をどう受けとめているか。

以上、3件について一般質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、保育所を統合し1つとする方針のさらなる検討についてですが、平成25年第3回並びに第4回議会定例会においても、保育所新設・統合に関するご質問をいただき、今後における児童、人口の動向や、子育て世代の就労の状況など町の現状と将来を見据え、サービス水準を向上させ子育て支援施策の充実を図っていく中で、その中核を担うべき施設整備のあり方についてご説明してきたところであります。

子育て拠点整備については、災害復旧を契機に従前からの懸案、課題である施設老朽化の問題解決を図るとともに、統合による効率的な運用により新たな保育サービス実施の要望に応えること、さらには子育て拠点機能、遊び場機能、教育の機能を一体的に整備することで乳児から学童を初め、異なる年齢、そして世代間の交流機会が深まるなど多角的、総合的に勘案した結果、新山下駅周辺市街地に統合保育所を設置し、町の内外に誇れる魅力的な子育て環境を整備することが、今後の山元町に必要な不可欠であるとの

考えに至ったものでありますので、ご理解を賜りたく存じます。

また一方で、統合に伴う坂元地区への配慮につきましては、児童福祉施設審議会の検討結果として、送迎サービスと何らかの支援施策を実施すべきとのご意見をいただいております。町としても、入所を希望される保護者の意向を踏まえながら対応策のあり方についてしっかりと検討してまいります。

議員ご指摘の住民合意のもとでの結論とのことにつきましては、これまでも保護者アンケートや審議会での議論を経て相互策を打ち出させていただいているところではありますが、来る3月8日に坂元支所において、子育て拠点施設整備に関する説明会を開催することとしておりますので、こうした機会を通してご理解を得るべく説明を尽くさせていただく所存であります。

次に2点目、花釜、牛橋、笠野区などのインフラ整備の再構築で安心して暮らせる環境整備の確立についてですが、まず、住民の皆様が安心して暮らす上で不可欠なインフラである道路の災害復旧については、町道が平成25年度末までに3地区を含む町内全域において完了する見込みとなっております。

下水道については、3地区において災害復旧がおおむね完了しておりますが、花釜地区の一部においては地下水が多く工法の変更が生じるため、6月末までの工期延長を見込んでおります。

水道施設については、3地区を含む町内全域において水管渠の仮復旧を終えており、日常生活に支障のない状況となっております。今後は、東部地区農地整備事業計画に合せ水管渠の本復旧及び下水道廃止管の撤去、下水道区域の見直しを進めてまいります。

防犯灯や街路灯については、避難誘導機能を兼ね備えた太陽光発電による街路灯を、花釜、牛橋線等の交差点付近に新たに設置するとともに、浜通りの行政区長等と連携を図り、再建された方々の状況等を踏まえながら、幹線道路を中心にLED防犯灯を整備し、地区の防犯対策の回復に努めたところであります。

行政区の集会所については、花釜地区において暫定的ではありますが、昨年11月にNPO法人ADRAジャパンより、平成27年3月までの当分の間、トレーラーハウスの無償提供を受けることとなり、設置工事も完了し、供用を開始しているところであり、また、兵庫県の寄附金を活用した被災地域交流拠点整備事業補助金を県に対し要望しているところであります。これは日常生活上の基本的なインフラの機能については、ほぼ回復したところであります。

また、新設拡充される防災・減災施設といたしましては、高さ7.2メートルの防潮堤が整備されるほか、多重防御の二線堤として高盛り土する県道相馬互理線を県が整備を進めております。

減災効果が期待される防潮林は、牛橋河口南側を林野庁が復旧工事を始めており、平成27年度までに町内全域の盛り土造成工事を完了し、平成32年度までに植林する予定となっております。

また、避難路としては、県道相馬・互理線から山側へ向かう県道山下停車場線は、平成28年度末までに、笠野地区から山側へ向かう町道浅生原・笠野線については、平成26年度に拡幅する予定であります。あわせて、花釜などから山側へ向かう町道山下・花釜線については歩道のない区間の歩道設置について現在、第8回復興交付金の中で申請をしているところであります。

沿岸の防災公園ですが、沿岸に戻りつつある営農者、就農者、墓参者等、沿岸部を利用されている方のための避難築山を含む防災公園を、花釜地区、牛橋地区、笠野地区の3カ所で整備するための設計費についても、今回の復興交付金で申請を行ったところがあります。

防災・減災のための施設整備に当たっては、現地再建されている方々など、居住状況に配慮してできる限り対応しているところであり、今後も必要な防災・減災施設の整備について国への要望を行います。施設整備のみで安全を確保することは難しい部分もありますことから、ソフト対策として引き続き広報や学校教育などにより津波避難の意識づけを行うとともに、津波避難訓練を実施することで津波避難文化の定着を図るなど、現地再建で頑張っておられる被災者の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、大綱第3、町政に取り組む姿勢についての1点目、組織体制の整備強化と行政一体となった取り組みについてお答えいたします。

町長就任時の平成22年度においては、町が抱えている少子高齢化問題やにぎわいの創出等、公約の具現化に向けプロジェクト方式による事業展開を目指したところでありました。

しかしながら、平成23年度を迎えようとした矢先の東日本大震災の発災を契機として、一刻も早い被災者の方々の生活再建と町の復興再生に軸足を置き、大震災によって増加した復旧・復興関連事業が着実に実施できる組織体制づくりに向け、組織再編に取り組んできたところでございます。

その後も時間の経過や各種復興関連事業等の進捗も見据えながら、必要に応じて組織の見直しとこれを支えるマンパワーの確保に腐心してきたところでございます。来年度は復興計画に定める最盛期の2年目に当たり、町の復興再生のより一層の加速化と膨大な復興関連業務に対応できる組織体制づくりが急務となっております。

こうしたことから、各課が抱えている課題や今後の事業展開等も視野に入れ、その解決方策等を見出すべく、個別のヒアリング等を経て課題を整理し、問題を共有しながら現在、新年度に向けた組織改編等、詰めの作業を行っているところであります。

なお、職員全体で課題を共有し、負担を分かち合うことが行政の一体化と町の復興の加速化につながるものと認識しており、今後も職員が一丸となって復興に取り組んでいけるよう努めてまいります。

次に、2点目、他自治体の連携による取り組みについてですが、町では県内全町村との連携機関である宮城県町村会を初め、仙台市を中心とした仙台都市圏広域行政推進協議会、そして、県南地域での仙南サミットや亘理・名取地域広域行政連絡協議会及び常磐線北部整備促進期成同盟会などにより、他自治体との連携を図っており、国や県に対しての要望活動等を積極的に行っております。

具体的な要望活動としては、毎年、県町村会において政府予算編成並びに施策に関する要望を行っているところであり、震災後においては、東日本大震災に関する要望を新たな重点要望事項として各省庁に対し行っているところであります。

また、他方では、一日も早い復旧が待たれるJR常磐線に関する要望活動として、相馬市、新地町、亘理町とで連携し活動しております常磐線北部整備促進規制同盟会において、JR常磐線全線の早期再開、工期の短縮、便数の確保等の要望を行っているところ

ろであります。今後とも我が町の復興再生へ向け、なお一層近隣市町村と緊密な連携を図ってまいります。

次に、3点目、問責決議をどう受けとめているかについてお答えいたします。

昨年12月の第4回議会定例議会において、私に対する問責決議案が可決されましたことは、まことにざんきにたえない次第であります。

また、復旧・復興関連事業に取り組むに当たっては、限られた時間の中での迅速な住民合意形成の難しさを改めて思い知らされたところでもあります。私は、この問責決議を真摯に受けとめ、今後はこれまで以上に町民に寄り添い、町民の声を大切にしながら町の復興再生に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。1件目、保育所統合を1つにするという点からお伺いいたします。

この1つにするという結論は、いつの時期でそう決まったのか。最初から1カ所ということでの復興計画の中での計画提案だったのかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この問題、ちょっと担当課長のほうからお答えをさせていただきます。（「町長です」の声あり）（「だめ」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜですか、これは皆さんの中で十分議論を重ねて復興計画もつくったんでしょう。その際の話なんですよ。町長がみずからつくったやつなんですから町長がお答えください。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も手持ちの資料なり、記憶なりが飛んでいる部分がありますので、部分的な関係につきましては担当課長からも補足の発言をお許しをいただきたいと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。だめだ、町長に聞いているんです。計画、この計画のことを言っているんだよ。この計画をつくるときに最初からそういうことだったのですかということなんです。復興計画のことについて聞いているんです。誰に聞くこともないと思うんですけれども、そんな程度の復興計画の策定だったんですか、では。

町長（齋藤俊夫君）はい。失礼いたしました。担当課のほうで所管している児童福祉施設運営審議会というふうなところでの議論を経て、その後、震災復興本部会議の中で新保育所の検討結果が報告をされて、その後、もろもろの場面を経て今日に至っているというのが大筋の流れでございます。（「質問の答えになっていません。復興計画を策定した時点で1カ所だったのかということを知っているんです。1カ所ということで復興計画では定められていたのかということなんです。町長です。」の声あり）

議長（阿部 均君）1カ所に決めた経緯について町長、答弁願います。（「町長つくったんだよ、これ復興計画って」の声あり）（「休憩」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。最初の復興計画の中では、統合という表現になってございます。それが1カ所に集約というふうなところまでは、その復興計画ではなかったかと存じます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。最初はそうならなかったんですよね。じゃ、いつの時点でこういう1カ所にするという話が生まれてきたのか、その辺の経緯についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは先ほどちょっと話が前後して恐縮いたしますが、児童福祉施設運営審議会等の議論、これは去年の1月ごろから委員10名でしていると、あるいはそれと並行して保護者へのアンケートを実施してきているということで、審議会で

の検討での方向性、これを震災復興本部会議でもその結果報告を受けていると。その後、震災対策特別委員会なり、被災者の説明会なり等々でも逐次この問題が取り上げられて今日に至っているというふうな大まかな経緯、経過があります。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。何か今の説明だと、児童福祉審議委員会が発案して、そして、その後、進めてきたというような説明なんです、これはそこでつくったんですか。いや、言っている意味わからない、今の説明では、児童福祉審議委員会から出発して、そこで発案してもろもろ検討してこういう結果になったんだという説明だったんだけど、それは町ではなくて児童福祉審議検討委員会というのが発案してなったのかという、というような説明なんでそうですかと。

町 長（齋藤俊夫君）はい。そもそもの復興計画の中では、先ほどご説明しましたように、基本的には統合という方向性、これは当然、東保育所なりを意識した部分であったかというふうに思いますが、その後の児童福祉審議検討委員会の中でも一定の方向性が出て、それを執行部としてもそういうふうな方向を受けとめさせてもらってということでの今日の、いわゆる1カ所での統合というふうな、そういうふうなプロセスでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそういう流れでいいんですか。町が児童福祉審議検討委員会に、これこれこういうことで、全く事情、状況、知っていない、町長。町が基礎調査というものを頼んで、その結果をもって児童福祉審議検討委員会にこの内容で審議してくださいという流れなんです。町長、全然知っていないんじゃないですか、この保育所の統合については。そういう流れですよ、担当課長。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。審議会に対しましては、町のほうの行政機関の一つでございますので諮問というふうな形で、統合についてのそのあり方についてご検討いただきたいと町長のほうからお話をされてございます。（「町長からでしょう」の声あり）そのデータといたしまして、先ほど議員のほうからお話のありました調査のデータ、そういういったものを参考にさせていただいたというふうな経緯になります。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、そういうことなんです、そういうことでよろしいんですか。もしよろしいのであれば、その前の町長のあれは撤回していただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、私、申し上げたとおり、（「申し上げたとおりでないですよ」の声あり）統合ということで諮問を。（「その前にどこが提起したんだかということは今、確認したんでしょう」の声あり）

議 長（阿部 均君）町長からの諮問があつて審議会で審議したと担当課長がお話になっております。その辺について町長、きちっと答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、統合という形での諮問をさせていただいたということは、そのとおりだということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。皆さん、聞いていておわかりかと思いますが、さっきの一番最初の話では、さも町ではなくて児童福祉検討委員会というところで発案といいますか、そういう問題を検討して、それを町が受けて、結果受けて、そして、1つにするというような方向でまとめたというようなお話をしたんですが、町長は、確認したところ、担当課長に確認したところ、町がまず統合について基礎調査というものを、去年の9月か12月かの補正で基礎調査費をやって、その後、その金で200万円以下、そのコンサル会社に業務委託して、その結果が出てその結果をもとに検討、諮問して、させて、そして、その結果が出て、その結果を委員会が検討したという流れなんです。

そして、このことについて先ほど来、出ているんですが、どの程度、この辺の変化について住民に情報を提供してきたのかということなんですが、その件についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、検討の経過の中で保育所の入所児童者の保護者、115名全員に対してアンケートを行ってきたという部分が1つございます。そして、それを3回の審議会の中で議論を深めていただいて方向性を出していただいたということでございます。

後は、被災者の方への説明会ということで、25年の7月に3日間にわたって実施している部分もございますし、それからまちづくり、「そこ正確にね、また確認するの嫌だから」の声ありだから、平成25年の7月に3回ほど被災者説明会の中でこの問題についても説明をさせていただいているというふうな部分がございますし、先ほども触れましたように、議会の災害対策調査特別委員会の中でも、この問題についてもお話をさせてもらってきているという部分がございます。

さらには、25年の1月から2月にかけての南保育所、北保育所での保護者の参観時においても説明をさせてもらっていると、そういうふうな一定のお知らせ、広報というものをしてくれているということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。今、平成25年4月には3カ所で保育所統合、1つにしますよという説明をしたということですね、確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にその町の諮問として統合ということで、どういう統合のあり方がいいのかということでの……。 （「いや違う、25年、3日間かけて3カ所を説明したと言いました。それ平成25年7月にしたと、そういうことでいいんですねという確認です。それでいいならいいですよ」の声あり）そうですね。（「はい、わかりました」の声あり）

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。もうこのときには1つに統合するという説明をしたと、今、町長、おっしゃいました。平成25年、その際にここに至るまでが非常に問題なんです、それは全く住民も知らないで、また私たちも知らない中でそういう方針がもう決められたと。そして、決められたから当然、25年7月に説明会をしたということなんですが、そこに至るまでの経緯についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申しましたように、まず、復興計画の中に統合という方向性が示されていて、審議会のほうにもそういうふうな方向で審議なり、業務委託の中でもそういうふうな方向での業務委託を経て、町の本部会議を経て特別委員会のほうにもお話しして、その後、被災者説明会と。一定のプロセスは踏まさせてもらっているということでご理解いただきたいと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その前に1つにするとしたのは、いろいろ保護者のアンケート調査、あるいは現場職員の声を聞いて、そして、その結論に至ったという経緯なんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。それを重視したという、結論を出すときにですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一定のプロセスを大切にしながら今日まで来ているということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。その際、この調査対象を地域住民、とりわけ坂元地域、なくたろうとしている坂元地域の声を聞くと、反映するというお考えはなかったのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、保護者の皆さんのアンケート、調査等で一定の意向は把握しながら、そしてまた、この審議会を構成するそれぞれの保育所の父兄の代表等にも参加していただいておりますので、これはこの保育所に限らず、学校なりいろんな問題の中でそれぞれの分野、立場の方にお入りいただいて、まずは代表の形で意見を集約してもらうというような一定のしかるべき対応はさせてもらってきているということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。私は調査対象が狭いということで考えていたんですが、先ほども数字、おっしゃっておられましたが、保護者アンケート 116 人、そのうち回答したのが 98 名、それから職員は何名になるかあれなんです、その範囲なんです、そのアンケート調査結果というのは。そして、それに基づいてある一定の方向が示されて 1 つになるとしたわけなんです。そういう範囲で、状況の中で 1 つにするということが決められたんですが、そして、今、お話しありましたように、とりわけ地域住民といいますか、坂元地域、なくなろうとしている、そうした方々の声は、1 つとするときに反映されていないというふうになるわけなんです、その辺について町長、どのようなお考えをお持ちですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに町の将来を背負う子育てでございますので、できるだけ幅広い意見の集約ということも必要なかなというふうに思う反面、やはり保育所に限らず、一定のところで一定の集約もしていく必要性もあろうかというふうに思いますので、その辺のどこまでどういう形がベストなのかという部分については、多少、異論のあるところかというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私、保育所のことについて、このことについて聞いているのでほかのことについては聞いていません。

そういう少ないアンケートで出された結果、そして、その結果に基づいて 1 つにするというふうに決められたわけなんです、それを最終的に町で決定したときにその経緯なんです、どの程度の会議の中でこれは意思決定されたのか、政策決定されたのか、その辺の経緯についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。公共施設の一つというふうな部分もありまして、町の復興本部会議の中で最終的にオーソライズしてきているということでございます。当然、これまでもお話ししているとおり、復興本部会議の前段としての担当班長クラスでの検討の場を踏まえてという内容で今日に至っているということでございます。一般的にそういう形の進め方でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。一般的なことで聞いていないんです、具体的なことを聞いているんです。具体的に教えてください。このことについて何回、この会議を開いてどのような意見が出て、そして、それがどのように採決されてこの結論に至ったのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今、お尋ねの部分についての手持ちの資料がございません。できれば前もってそういうふうな要請があれば、準備をさせてもらいたいと思います。（「休憩してやって」の声あり）

---

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は 2 時 5 0 分といたします。



午後2時40分 休憩

---

午後2時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）執行部からの申し入れにより、休憩を延長いたします。

再開は大体あと何分くらい必要ですか、10分くらい必要ですか。再開は3時といたします。

午後2時50分 休憩

---

午後3時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。時間をいただきました。

検討の内容と検討に至るまでのその経緯等についてでございますけれども、まず、本部会議、4月11日ということ町長のほうから申し上げさせていただきました。4月11日の、これは25年の第1回ということになります。それで、児童福祉施設審議会での検討の結果、それからあとは保育所検討に伴います基本調査、実施計画報告書ということの内容、この2つの内容で本部会議のほうでいろいろ審議したということでございます。

それから、7月、第3回の震災復興本部会議、7月5日になります。こちらのほうでゾーニングといいますか、新市街地の土地利用というふうなことで山下新市街地の施設の配置ということから、公園、保育所、小学校を隣接させて配置をするということで決定をしているところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2回の会議で町としては最終意思決定したということですが、その際、先ほども言ったんですが、どのような意見が出されたのか、そのまますんなり意見もなく通ったのかどうか、その辺について確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。特に意見はございませんでした。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こんなに私は重要な事案だなというふうに思って質問したわけですが、町としては、すんなり一本化ということで意見もなく決まったということはおわかりました。そういうことでもいいのかなという疑問を呈しておきます。

この件につきましては、やはり先ほど来、問責の一つにもなっております住民の意見をよく聞くと、これまでも町長、その都度、お答えしてきました姿勢の問題、そういった中で、やはりこれはまず決める前に地域住民の声を十分に聞き、参考にして結論を出すべきだと、結論は出ているかと思うんですが、修正も含めてそのことを求めて、求めるよりもそういうことがあるんですが、その件につきまして町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長、余りにも簡潔明瞭な受け答えをさせていただいたわけでございますけれども、ちょっと補足も含めて今の質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

保育所施設の経年劣化、築相当の年数がたっていると、老朽化の問題ですね。あるいは、災害復旧のあり方、津波については、当然津波から少しでも安全な場所という方向性があるわけでございますけれども、南保育所につきましても、災害復旧でどういう形

での復旧が可能なのか、その問題がどういうふうなことにあるのかということなど、あるいは町の将来の負担なり、あるいは分散型にした場合の保育所の問題、統合にした場合のメリット、デメリットというものを一定程度、この本部会議等でも問題意識を共有しながら方向性を確認をしていただいているというふうなことをご理解いただければありがたいと。広く町民の皆様に意見を求めるということで、異なるところにつきましては先ほどお答えしたような形で既に8日の日にそういう説明の場も設定しておるところでございます。保護者なり、地域の皆様にもご案内を申し上げる中で、少しでも広い意見聴取に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そう言われると、また話したくなるんですが、まず、今の坂元地区、3月8日と言いますが、これはもう結論をお願いするという話にしかならないのかと思います。そういうんではちょっと遅いと。説明になるのかなという疑問を呈しておきます。

あわせて、いろいろ問題を共有したと。しかし、この基本調査、中身を見ると、本当にこの結果を見て決めたとするならば、これまた大きな疑問が残ります。これをもとにして皆さん、意見もなく通ったということなんですが、この辺についても今後のまちづくりを進めていく上で非常に不安がある気持ちをあらわしまして、次の質問に移ります。

2点目はインフラ整備再構築のことです。この件につきましては、この間、さまざまな方々からの質問である程度、一定の答えが出ているか、その方向性は示されているわけですが、改めて確認させていただきたいのは、1つは避難路の確保、これにつきましては昨日質問あってお答えあったわけですが、その中で疑問が呈された、疑問が出ていた大平・牛橋線についての最後の答えがちょっとわからないので、これは結果、どうなるのか、確認したいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。大平・牛橋線、10本のうち一番北側の路線でございますね。こちらの部分につきましては、JR線とJRの跡地を利用した道路を計画しているんですが、その2本は近接をしているということで両方を高架で越えるような道路を整備するとすれば、両方を道路高架で越えていくような道路になってしまうということで、かなり浜側のほうで地上にすり着くというような状況になりますので、ふだんの使い方としての利便の部分、それから避難するときも1回、大きく浜側に迂回してからそこに道路に乗らなきゃならないというような状況がございます。その中で膨大な事業費を要するという部分もございまして、ここの部分については全面改良という形では難しいというのが現状であります。

ただ一方、この道路の部分については、必要性に応じて復興交付金という部分ではなくて、例えば一般の社会資本総合交付金であったり、ほかの補助事業も含めて必要性に応じて整備をしていくということも今後、検討していかなくちゃならないというのが現状であります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。確認しますと、結果、この当初予定されていた避難路としての役割は果たさないということでよろしいんですね。確認します。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。復興交付金を用いた避難路規格での整備はできないということでございます。実際にはそこの沿線の方がいらっしゃいましたら、避難に活用されるというような状況は発生はしようかと考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。時間もないので確認にとどめておいて、また今後、さらに地域住民のこっちも声も聞きながら、この件につきましては求めていきたいと思います。

次、県道かさ上げの話なんですけど、これまたこの間、いろいろ出ておりますが、県道のルート変更、安全・安心、請願の件もありましたし、そういった地区民の要望もありますが、このルート変更について今現在、今また検討する余地のない課題になっているのかどうか確認します。町長です。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今のお尋ねは、県道を高瀬川沿いにルート変更するというふうなお尋ねかと思いますが、これについては前に議会のほうに請願出された折に、いろいろと議会のほうでも議論をしていただいた案件でございますけれども、今の事業の進捗状況からして後戻りできる状況ではないというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。県との話でそういうふうになっているのですか、確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。そういうことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これは幾ら、どの程度のお話の結果なのかわかりませんが、今後ともそういうことは一切ないということで受けとめていいのですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議会でも請願を議論して、そういうことで町の方向性としてそういう経過も県のほうに報告をして対応してもらっているということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ルート変更しないということは、町からの依頼ということなんですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、執行部も議会も請願の検討もした中で、そういうふうな結論になっているということを報告しております。その中で変わらないということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。変えてほしいということで私、お願いして質問しているんですが、県がオーケーということになれば、いいよと、町がそういうんだったら、きのうのJRの話もそうなんですけど、町が積極的に地域住民のことを考えて少しでもいい生活、暮らしやすい生活環境をつくるという立場から、県に上げれば、お願いすればできるのではないということから町の姿勢を確認しているところなんですけど、町長としては、そういう考えは今現在も持っていないということによろしいのかどうか、今後の動きもありますので。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議員個々の問題意識というふうなこともおありだというふうに思いますけれども、少なくとも請願の採択の議論の中で議会としての方向性を出していただいている問題でもございますので、それはやっぱり県のみならず、いろんな場面において町の総意というふうなことを早目にお伝えをしてやっていただきませんと、復旧・復興がなかなか思うように進まないという状況がございますので、ぜひ町全体の総意としての意向を県にお伝えしているということでご理解をいただきたいと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。余り議会にかんつけないでほしいと思うんです。俺は町に対して言っているんですから、議会は議会として苦渋の判断という、そこが通らなければ、進まなければ前に進まないという、そういう苦渋の判断から。そして、その判断のときに、では町がだめだと、県がだめだという大前提がある中での話だったのかなというふうにも勘案すれば、今後、どう変わるかわかりませんし、とにかく議会は別に置いておいて私は町長に確認している話ですから、町長にその気があれば、もしかすると議会

も変わるかもわからないという話にもなりますし、いいです、もう時間もないですからこの件については強く要望して、県との関係で、町がそう言うんだったらいいよということになれば、ぜひ町長は積極的にそれに答えていただきたいということを求めて次に移ります。

次、危険区域の見直し、この件につきましてもこの間、出ましたが、この辺については、とりわけ第3種についてはもう解除してもいいのではないかという地域住民の声もあります。というのは、そこに拘束されていることによって地域で暮らす方々が大変ご苦労なさっていると。土地の評価もそのことによって下がっているし、その処理についてどうこうということ考えたときに、拘束されているという方にとって大変その処遇について、取り扱いについて大変困っているというふうなお話を聞きますし、この辺を開放するならば、逆に外から転入、移転というのも考えられるのではないかと思われる地域であります、新駅ができれば。そういうことも考えれば、せめてこの部分についての見直しというのは考える必要があるのではないかと。

あと、今の前の話、なぜ県道のルート変更、そのルートを求めれば、そこは1種から2種あたり、あるいは3種、そういうふうにもなるんです。発展的に物事を考える必要があると思うんですが、そうすることによってその辺の二重三重の効果が上がってくると、その見直しによって。その辺を考える時期ではないかと、見直す時期ではないかと思うんですが、その辺の考えについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。危険区域そのものの見直しにつきましては、これまでも菊地議員等からもご質問を頂戴しているところでございますけれども、現段階では、やはり多重防御の完成の時期が一つの見直しのめどに、時期になるのかなというふうに考えておりますので、今の遠藤議員のお話は、それはしっかり受けとめさせてもらいながら、しかるべき見直しの中で取り組んでいくべきものかなというふうに受けとめてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今、後から余計なことしたからそういうふうになったのかと。とりわけ第3種は、今、指定しておく意味がないとも言われているんです。そこには宅地買い取りはしない。それはある程度、安全だからという意味です。そして、そこに建てるのは50センチかさ上げすればいいと。ところが、よく聞いてみますと、50センチ規定しなくても大体新しく建てるときには、そういうふうになっているんですね。とするならば、そこに拘束する意味がないというふうなことも言われているんですが、とりわけこの第3種地域についての解除というのは、何ら障害がない。そこに住むことを許しているんですよ、第3種については。とするならば、これはもう早く解除して立派な土地だというふうに示して、今後のいろんな使い方に開放してやってもいいのではないかと思うんですが、改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。3種区域の設定の際には、50センチの基本的なかさ上げというふうなことを基本に現地再建というふうなことでお願いしてきたところでございまして、一定のかさ上げが全体として達成されているというふうなことであれば、大変ありがたい部分でございますけれども、ご案内のように、3種区域そのものでも一定の地物地形をベースにして線引きをせざるを得ないという部分がございますので、3種区域の中でも多少実態的に被災のばらつきというものがございまして、その辺は状況に合わせてという部分も大事にしつつ、もう一方では被災のばらつきということもございまして、一方では慎重にやらずにやらない部分もございまして、トータルで考えた中で3種区域、いか

にあるべきかというのは、できるだけ早目に検討を進めていければなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。できるだけというか、すぐにやるべきだと。といいますのは、今の話でも、可能なところと可能でないところというような話になってきました。であるならば、その線引きをやればいいだけの話ではないかというふうに思うわけですが、その辺についての答弁はまた同じような答弁になるかと思しますので、これも求めるということにとどめて、引き続きこの件については機会あるごとに対応を求めていきたいというふうに思います。

次に、行政区再編の取り組みの進捗状況についてなんですが、この件について改めてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。行政区再編につきましては、きのうの一般質問等でも触れさせてもらっているとおり、新市街地のほうへの移転の完了を目途に、消防団を含めて検討をしていきたいと、結論を求めていきたいというふうなことで考えているところでございますので、新年度からこの辺は議論を深めていく時期だというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、復興計画行動計画の中では、もう25年度から取り組むことになっていて、これは本来なら以前からこの件については取り組まなくてはならない課題であったのではないかというふうに受けとめているんですが、この平成25年度、1年間の取り組み状況というものについてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。行政区そのもののあり方につきましては、そういうことで新市街地の整備の進展状況というふうなことを一つの目標にしておりますので、これからの本格的な検討というふうなことでご理解をいただきたいと思えます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そのこととあわせて、行政区の再編とあわせて、地区集会所の整備事業というのともあわせて25年度からの事業の展開というふうになっているわけですが、これについての取り組みについてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。担当課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。改めさせてお答えさせていただきます。

行政区再編に関する問題につきましては、行政区とそこに存する自治会組織という密接不可分性という部分が非常に問題となっている部分がございます。しかしながら、この行政区再編という問題につきましては、沿岸部の被災の甚大性というものも踏まえつつ避けては通れない問題だという認識の中で、これをしからばどういうふうな方向で取り組んでいったらいいかという部分を模索するために、現在、関係区長さん、浜通りの区長さん方の意見聴取であったり、あとは新市街地が存立することになります山下、浅生原、また町区長さん方と意見を交わしながらそれらの関係区の現状と課題であったり、また区長さんとしての今後の行政区のあり方についての一定の考え方としてどうなんだろうということなど、意見交換などをさせていただいたということでございます。今後につきましては、関係課の班長級、実務担当レベルなどを主体に町内のほうで一定程度の検討をして、具体の取り組みの方針、方向性、こういったものを確認しながら具体の検討に入ってまいりたいというふうな考え方で現在おるところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今、この沿岸部の中でも花釜地区というのはもう大体固まりつつあるというような状況の中で、せつかくあそこで現地再建の方々も相当多くおられる

と。そうした人たちがせっかく苦勞して再建したときに、生活環境が十分ではないというようなことがあってはならないということだと思っておりますが、その際、きょうの答弁の中にもありました花釜地区については、ADRAジャパンからトレーラー云々という話がありましたが、そういうことでいいのかどうか。ADRAさんには本当にありがとうございますのですが、の感謝の気持ちは忘れないといえますか、十分持ちながらのお話なんです、ですから、この集会所についても、少なくともこれも集会所の整備事業というのについても25年度から取り組む課題になっているときに、少なくともこのことについてはどうだったのかなど、この1年間の取り組みが、その辺をちょっと確認したいと思えます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。遠藤議員からご指摘のありました、コミュニティーを維持する上での区の一体性なり、区の運営を審議する場として重要な位置づけになるであろう集会所、この問題につきましては、内部的には町の持ち出しがないような形での建設のあり方はどうなんだろうかということで、行政区長さん方には補助制度などお示しさせていただきながら、しかしながら、ある区の一つの考え方というふうなものも、これも確認をせざるを得ないという部分がございます、お互い、町側とすれば、制度にのっかった形の有利な方策の検討であったり、区長さん方におかれては、てんでんばらばらになっている区民の方々の中での合意形成に向けたお話し合いがなされてきたことと理解しております。今後につきましては、そういった区長さんを中心にしてまとめられた意見等を酌み上げながら、被災地の行政区に対しての負担、こういった部分も念頭に置きながら、負担というのは、誤解されては困るんですけども、被災行政区のそれを構成するの方々については、とりわけ花釜、牛橋についてはほとんどの人が被災者であるという前提を踏まえた中で、いかに負担軽減を図れるかという部分なども念頭に置いて…。（「何言っているか、さっぱりわからない」の声あり）失礼いたしました。負担軽減を図るような方策も視野に入れて検討してまいりたいと思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私もなかなか理解するのが困難でした。

この地区集会所については、もう1年過ぎてしまっているわけですから、時間はもとに戻らないということですから、過去1年間、どうだったかというのは余り強調したくもないんですが、これまた取り組む姿勢にもつながってきます。やっぱりそういう現地再建で頑張っておられる方に対しては、新市街地の進捗もさることながら、こうした部分にも光を当てる施策というのが今、強く求められていると思います。その辺については、少なくとも姿勢だけでもいいですから示していただきたい。このことを確認させていただきます。

もう1点、この件については最後になるわけですが、これも確認なんです、一番最初に確認しなければならなかった話なんです、ことし1年で再構築を終えるということをお断言しているわけでありまして、その辺のイメージとしてどのように受けとめればいいのか、インフラ再構築ということのインフラというのは、どこまでのことを言っているのか確認したいと思います。

あわせて、この範囲は町全域ということになっておりますが、どこまでの範囲を言っているのか、この再構築の終えるとした対象地域、その辺を確認したいと思います。課長でいいです、これは。議長、課長でいいです、誰でもいいんですけども。

議長（阿部均君）課長でいいですか。（「任せます」の声あり）はい。集会所の分。（「いや、イ

ンフラでいい」の声あり)インフラ。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。インフラ再構築を終えというような部分の表現の意味合いでございますが、前段、町長のほうからご説明をさせていただきました生活インフラ、生活上、必要なもの、こういうものについて被災しても人も住まなくなった地域もあるという部分もありますので、回答の中にも下水道、水道の区域の見直しであったり、そういう部分で生活上、必要なインフラについてはおおむね回復をして、再構築という部分で置いてきているというような部分を指してこのような表現をしているところでございます。（「あと、町内全域の範囲」の声あり）

失礼、その範囲ですが、その範囲につきましては、町内全域という形で考えてございます。（「人が住んでいるところ全て」の声あり）住んでいないところも含めてですね。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。はい、わかりました。

次に、3点目の質問に移ります。町政に取り組む姿勢についての1件目、行政一体となった取り組み、組織体制整備の強化などを含めてについて、改めてお伺いいたします。

1つは、チーム山元の構成員はということなんですが、これにつきましては、先ほど来、確認されていますが、町民、議会、町ということによろしいのかどうかお伺いします。確認だね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これまでもお答えしてきましたとおり、町民議会、執行部というふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。さらなる確認ですが、執行部というのは、町職員ということで捉えていいのかどうか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。はい、それで結構だというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、職員との関係、この間も各議員からいろいろ質問等々ございました。改めて質問させていただきますが、行政一体となった取り組み、チーム山元ですね、の取り組みを進めていく上でどのような努力をされてきたのか、この間でですね、お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この大震災での未曾有の大災害に立ち向かう気概ですよ、取り組む姿勢、これをやっぱり足元から共通理解をしないとうまくないというふうなことで、お互いに経験していない大変な業務、いろんなご苦労があるけれども、特に一緒にやっていかなくちやないとそういうところからスタートしているという部分がございます。町民の皆さん、特にプロパー職員の皆さん、本当に3年間、いろんなご苦労が多いわけでございまして、まさに心身ともに疲労こんぱいという状況でございますけれども、本当によくここまで頑張っていたというふうなふうに思います。

ただ、そういう中でできるだけ組織間、部署間の業務の平準化ということにも意を尽くしてきたつもりでございますし、あるいは、当面の課題をできるだけ円滑に執行できる体制の整備と。これらについても共通理解をしながら今日に至っているということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。共通理解を通してというお話ですが、町長はきょうもきのうも、何回もと言うとあれなんです、マンパワー不足の中を強調しておられる、問責に対しての受けとめ方でも、マンパワー不足がその要因になっているといったような中でそういう状況があったということでも言うておられるんですが、しかしながら、このマンパワー不足、これまでも言うているんですが、現状、いつまでいつまでもマンパワー不足

を理由にした今後の取り組みといたしますか、事業展開といたしますか、あるいはこれまでのというのは、もうそういう現状なんですから、その現状を現実から、しかしながら、それに応えなくちゃならないというときに、やはり今ある体制をそういったもろもろの問題、課題、解決していくために、対応していくために必要なかということだと思えます。

その際に、やっぱり力になるのは職員です、派遣職員を含んで。その方々の100%以上の力を引き出すという作業も必要なのではないか、あるいはそうすべきではないかといったときに、残念ながら、これまでの取り組みを見てみますと、これは問責の大きな要因となった一つであります。問責では、町政運営は独断で進めるものではなく、職員の意識を高めながら執行部一丸となって行うべきものと。職員との意思の疎通に欠けるといったような断定的な表現である問責が通ったということなんです。やはりその辺をどう受けとめ、職員とどう力を合せて、まさに職員一丸となってという表現も散見されるわけですが、これまでの説明の中で、お話の中で。その辺の取り組み、これまでの現状、あるいはその現状に従って今後、どう取り組んでいくのか、職員との関係で、その辺についてお伺いいたします。世間ではそう見ているということなので、町長は、私はそう思っていないということであれば、それでいいんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。執行部といたしますか、町を事務事業の進め方ということで、何か誤解を招いているような部分があって、非常に私としては残念な思いをするわけですが、独断専行という言葉がございましたけれども、独断専行というのはどういう意味合いを指すのか、私、ちょっと理解できないわけですが、町として、町長が一人で決められることなどはそう多くはございません。ほとんどないと言っても過言ではないのではないですか。もちろん、最終意思決定と、確認ということでは、それはそういう部分はございますけれども、最初からこれだと、あれだというふうなことにはなかなかないわけございまして、そこの前後関係はよくよくご理解をいただければありがたいなと。基本的には全てのものが担当課、あるいは本部会議に至るプロセスを経て、議論を重ねてということでのこれで行こうかということになるわけございまして、最初からこうだからこれでやってくれというふうなことでは決してないというふうなことをご理解をいただきたいというふうなことで、よろしくお願いを申し上げます。そういう基本的な部分ですね。

そういう中で、全ての問題に対して同じ時間を使ってということには、必ずしもならないと思います、それは。物事によっての濃淡、こういう中で多少のいろんなそれに対する受けとめ方、これは内部の職員にもあろうかと思えますけれども、基本的にはそういうことで限られた体制、限られた時間の中でやりくりをしながら、いわゆる全体をどういうふうに持っていくかというマネジメントは問われるわけございまして、何とかマネジメントをやる中でここまで来ているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。受けとめ方なんです。これは私が別に言ったわけじゃないです。問責なら問責、今、真摯に受けとめというふうな話なんです。真摯に、これは問責の「問」ないようなんです。もしかしたら、問責の中身、十分に見ない中で、それを真摯に受けとめると言っているんであれば、逆に私たちのほうが残念だなというふうに思うわけですが、これは私が個人が言っていることではないということだけを



確認して、全くこの件については思い、受けとめ方が違うんだなど。周りがそう見ているということですから。

改めてお伺いいたします。行政、努力しているのかという質問に対して、何かそれに合ったような答弁ではなかったのかなと思います。一体となるということは、議会と町もそうなんです、まず信頼関係を構築しなければならない、それが大前提ではないかというふうに思うわけでありますが、それは置いておきまして、例えば本当に職員とこの重要難関、大事件、こういった状況の中でともにやっていく、一緒にやっていく、一丸となってということなんです、本当に一丸となり得ているのか。先ほどの保育所統合一つの問題についても、職員の皆さんの意見が一つも出なかったと。実際、そういうことでいいのかどうか。重要案件を決める際、そういった職員と議論する場というのがどのくらいあるのかということなんです、まずはその中で議論が展開されているかは別として、そのような機会というのが町長と直接信頼というか、そういった会議を交流の場とは言いませんが、そういう機会というのがどれほどあるのかということを取りあえず確認をしておきます。私、今もってまだ整理されていないんですが、先ほど本部会議という名前が出ました。この前は政策会議、それから連絡調整会議といったようなものも出ました。今、こういった種類の会議というのがあるのか、町に。その辺、ちょっと確認をさせていただきます。そして、その中で意思決定する会議というのは、こういった会議なのか、その辺を確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも以前にお答えをしているところでございまして、基本的にそれに変わりはございません。それぞれの担当課が所管している、先ほどやりとりさせていただいた保育所の問題であれば、保健福祉課がまずは原案といいますか、担当する中で問題を整理をするということございまして、重要な案件になればなるほど、本部会議の下部機関である班長会議ですね、そして、本部会議と、場面によっては連絡調整会議ということで本部会議にかわる課長会議、これが連絡調整会議ということございまして、あるいは案件によっては、特別職を中心としたところの政策調整会議、そういうプロセスの中で基本的に濃淡はございますけれども全ては方向づけをされるということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。どうも舌足らずな質問で申しわけございません。

私、最終的には重要案件を決める際の会議ですね、この間でも前にも言ったでしょうという話もありますが、その政策決定あるいは重要事案を決める会議というのは、実際何なのかなという意味での確認でした。今の話では本部会議、あるいは政策会議、その政策調整会議というのは、ある一部の三役プラスアルファというようなことも事前にお伺いして確認したところでもあります。その辺も含めて最初の意思決定する町の重要事案、案件を決定する会議というのは、どの会議なのかということを確認させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の復興に取り組む中では、本部会議というのが基本的にあるということでございます。政策調整会議というのは、決して最終的な場面というよりは、前後の中で必要な検討なり、問題意識の共有というふうなことでの、前後関係ございまして、本部会議を経て政策調整会議で最終的にオーソライズするというものでは必ずしもございません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その際、各課長、メンバーの議論といいますか、その辺の発言状況というのはどういった状況になっているのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私は常々、私が議長になる中で大事な問題だというふうなことで、とかく皆さん、発言を控え目な方もいらっしゃるかもしれませんが、できるだけ発言を促すということでその場を運営してきているというふうな状況でございます。物によっては、これは浜通りのほうに住んでいらっしゃる管理職の方、直接的な問題だし、ぜひ意見を言ってほしいというふうなことで発言を誘導させてもらっているというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。発言を促して活発な議論が展開されているというふうに抽象的な質問です、抽象的なんです、そのように受けとめていいのか、活発な議論が展開されているというふうなことで受けとめていいのか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。案件による部分もでございます。例えば被災者の方の生活再建支援策の拡充策ですね、これらについては相当回数なり議論を深めさせてもらってきた経緯の中で、きめ細やかな施策を練り上げることができたのかなというふうに思いますし、あるいは物によっては町の将来の財政負担と維持管理ということも、比較的皆さん、共通理解されている部分があるものですから、これはこういうことでやむなしというふうなことで、比較的簡単に合意形成がなされると、そういう濃淡はございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなかそういう姿が見えてこないなということでの確認からの質問でした。今、答弁いただきましたが、まだすっきりとしないということを伝えて、次、改めて確認させていただきます。

組織体制強化の整備についてなんですが、今回の、先ほど来の質問の中にもありましたが、今回の定数条例に当たっての経緯なんですが、各課が抱えている課題や今後の事業展開等を視野に入れ解決策を見出すべく個別ヒアリング云々と、問題を整理してというふうな表現がありました。また、これは前の常任委員会等々、あるいは特別委員会の説明もありましたが、そのヒアリングをどのように生かした結果になっているのかお伺いいたします。これは担当課長でいいです。

総務課長（島田忠哉君）はい。26年度のあるべき執行体制の構築に向けた各課ヒアリングというふうなことでございますけれども、まず、26年度に向けた基本的な考え方として、少なくとも震災復興の途上にあるというふうなことから、基本的にはそういった部分に軸足を置いた中で限られたマンパワーと申しますか、そういった部分であったり、派遣の確定した数字が見えない中で、極力負担分担という精神を發揮しながら業務遂行に当たるという部分を基本的な考え方としてお示しをさせていただいた中で、各課のほうに調書の提出を求めたと。これは課題であったり、26年度に向けた業務見込み、それに見合いの派遣職員の要望数というものなどを内容骨子とするものでございます。そういったものの提出をいただきまして、今度はさきにもお示しさせていただいたかと思っておりますけれども、10月の中旬ぐらいから11月にかけて、この間、9月定例会とかあって中断した部分でございますけれども、各課から問題提起された部分を確認し合うような、そういうふうな内容でヒアリングを実施させていただいてきたというふうなことでございます。そういった部分を一定程度、整理した段階で、今度は大局的な見地からの取りまとめが必要だというふうなことなどもございまして、こういった部分について大きく、細かい話は割愛させていただきますけれども、7項目ほど整理をさせていただきまして、それを目標に組織改編に向かってやっていきたいと思いますということを組織内で確認した中で組織編成に努めているという経過でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、各課から出されてきた要望、要求等々を十分勘案というか、生かしながら結論を出したというふうを受けとめます。本当にそうかどうかというのはいわかりませんが。

そして、その結果、30名近く必要だと、派遣職員の方々がということなんですが、その際に、この間も2回ばかり確認をしているんですが、何というんですか、明確な答弁がなされていない。何かというと、現体制と再編後の体制、どうそれぞれ変わるのと、人数的にということをも求めても、なかなかお答えにならない。先ほどの質問の中でも、これはたった1回、一般の話ですが、それすらすんなり出てこないんですけれども、その辺は秘密なのかどうかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。組織を考える中で当然、その核となる課長であったり、班長であったり、室長であったりという部分も、当然組織の根幹をなすというふうな部分でございしますが……。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか質問のあれがわからないようだから。（「わかりました」の声あり）ただ、数字だけを言っているんだから一言、誰が動かすとか何とか、そこまで求めています、私。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。そういったこともあってまだ人の動きが、人というか、人の動きと数というふうなものもかかわりがございまして、現在、それを進めているさなかということで、必ずしも内部的に確認が済んだ状況になっていないと。言うならば現在、検討中というか、合意形成中といいますか、そういう過程にありますので、数字的なものはお示しできかねるということをご理解いただきたいと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうところまでまだ検討中という段階で、議会に提案していいものかどうかというのが疑問になるわけですが、30名、我々はどこで判断すればいいのかということになってくるんですが、その辺もこれまでの説明の中では、ここでヒアリングの結果、俺ほうは何ぼ必要だ、何ぼ必要だということになって、その結果、30名近い人が足りないということで30名、27名というんですか、3名分は何か余分というようなあれで、というふうに示していながら、数字で示していながら、その割り振り、配分については示せないということについては、大いに疑問が残るところですということで答弁は要りません。もらってもあれですから、これは最終的に決めるべきところで決めればいいのかというふうなことで、時間もないので次に移ります。

次、他自治体との連携による取り組みについてなんですが、この件につきましてもこの間、答弁もいただいているいろいろ一生懸命やっているということなんですが、確認します、もろもろの会議で町長みずから、みずからというか、本来町長、出席すべき場所だと思んですが、欠席あるいは代理を頼んだというのはい割ぐらいあるかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。代理の場面というのは、多少ございますけれども、基本的には肝心な場面については、私が出席対応しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、この間も議会等でいろいろ一つの自治体だけでは、もろもろのこういった困難な状況、なかなか大変だということで横の連絡をとりながら国、県なりに当然、そういった要請活動なり、要望活動等々はすべきだということは言ってきたわけですが、そして、そういう背景の中で、実は北部のほうでは県東部沿岸大規模被災市町連携会議というものを既に12年8月に組織して、その後、

固まった形で、連携した形で要望、要請活動をし、それなりの成果も得ているという状況もあるわけですが、この山元町を含めたこの隣接町等々でそういう話はこれまで一回もなかったのか、あるいはその辺の考えはどうだったのか、この町長のこの間の答弁の中でそういう努力もすると、そういう方向で進めるというふうな話もあったように思うんですが、その辺の取り組みについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにご指摘のように、仙北の沿岸部の自治体のほうでの連携の動きということも承知しております。県内のほうにつきましては、県内サミットを構成する仙南地域と名亘地域というふうな中で連携プレーで陳情要望活動などを行ってきた実績などもございます。改めて沿岸部だけというふうな状況までには至っていないという部分もございます。そういうことで、既存の組織も一定程度、活用しながら対応してきている部分もあるということでご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。既存の組織だけでは足りないから、町長の理論からいえば、未曾有の大震災、これまでと違うんですから、今言った組織というのは、通常、平常の中の組織なんですから、やっぱりその辺の考えには疑問があります。もっと積極的に取り組むべきだと。これまではなかなかそういう状況になっていなかったということをご指摘しまして、次に移ります。

3点目、問責決議をどう受けとめているかということなんですが、先ほど来、答えをいただきましたが、真摯に受けとめているということでありましたが、なかなかその辺の姿勢が見えてこないのをご改めてお伺いします。

この中身については、町民の声、職員、議会の声を聞かないというのが問責の内容なんですが、その件について改めてお伺いいたします。一つ一つについてどのように受けとめているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど岩佐議員とのやりとりでも一定の考え方を話をさせていただいたところがございますけれども、今の町の困難な状況の中での課題をお互いに議会も町民も共通理解をしながらも、どういう形でその重い課題を解決できるのかということが問われているわけがございます。私としては、極力一つ一つの課題を解決できるように取り組んできたところでございますが、一部の問題について、なかなか財政的な負担というふうな問題ですね、将来にわたっての負担という問題を考慮したときには、なかなか議会の皆様方の請願、全会一致での請願採択という部分についてお答えできなかった部分もあるということでごございまして、膨大なこれまでの議案等々につきましては、基本的にはご理解をいただく中で進めてきたわけがございますので、若干の部分について大変申しわけない部分があるわけですが、全体としては、議会の皆様に、町民の皆様のご理解をいただく中で、今日まで物事を進めさせてきていただいているというふうなことをご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。足らざる部分につきましては、これから少しでもどういう形で受けとめられるのか、何とか町としてのやりくりができるのか、この辺に十分意を用いていきたいというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話では、若干うまくなかったところがあったというふうに聞こえたんですが、議会の問責というものをどのように受けとめているのかというのが、甚だ疑問に思ってきます。問責というのを本当に重いものだというふうに我々は思って、そして、そういう状況にあるということでご全会一致でこれを決めたんです。議員一人一

人が全部がこの内容をそうだと、その内容については町民の声を聞かない、職員との意思疎通に欠けている、一体となっていない、議会軽視、議会の声も聞かない、その3点で問責上げて、そして、町長に猛省を促すということでやった内容です。それについて今の答えはちょっと本当に真摯に受けてという言葉が当たるのかどうか、非常に疑問に思います。ということで、あと1点、確認したいことがあります。

議会軽視の一例としまして、町長は議会基本条例の第7条についてご認識なされているかどうか確認したいと思います。物持ってきていいよ、基本条例。

町長（齋藤俊夫君）はい。手元の条文ございませぬので確認をさせていただきたいと思います。議会基本条例の7条の2項。（「7条でなく、町長による政策形成過程の説明、町長の説明責任をそこでうたっていると思うんですが、そして、その2項、もしああれだったら読み上げていただければいいんだけども、もろもろあって、その重要施策については云々という、その辺のご認識があったかどうかということなんですが」の声あり）

条項条文が、何条がということは別にしまして、基本的にこの基本条例を定める前後には町長に就任しておりましたので、議会の皆様方がこういう形で取りまとめたという、こういう内容については、条項は別にしても基本的な部分は承知しております。（「その中で議会で決めたものなだけけれどもそれは町長に求めているもの、その辺の自覚があるかということは今確認したんだけども」の声あり）

もちろん、こういうふうなことを基本に据えながらこれまでも進めてきておるところでございますし、できるだけ町が政策を形成する過程での常任委員会なり特別委員会、あるいは本会議での議案の説明をよりわかりやすくするための附属資料、そしてまた、議会での議論の展開をよりスムーズにするために、あえてこちらの回答書も事前に差し上げているというふうなことで対応させてもらっているというふうなことで、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。意思形成過程の分、まだ決まっていない、重要案件を決める前に議会と相談しながら最終的に決めるということをごうたっているんですよ。ところが、そういうことがこれまでなされてこなかったと、ほとんどがその後。きのうの質問にもありましたが、復興推進計画、これも重要な計画の一つだと思うんですが、それは全くわからないところで進められていたと。そういうものがここに当たるのかなと私は受けとめているんですが、その辺の認識について今、確認したところなんですが、そういうことではいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。重要というふうなことで全てが該当するということになる、なかなか私も今、限られた時間の中で意を尽くしたいというふうに思っているわけでございますけれども、全ての部分がなかなか行き届かない点もあろうかというふうには思います。しかし、限られた中で最善を尽くさせてもらっているというふうなこともご理解を賜りたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答えに集約されるかと思うんですが、ここで示されるのは、まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策、事業、あるいは町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業ということに規定されるんですよ。こういった混乱した中だから、そのうちの全てがそういうことで対応されるのかどうかということもありますが、やっぱりしなくちゃならないことはしなくちゃいけないんですよ。それが、この間、そうしたものが、ほとんどとは言わないが、それに近いぐらいのことがあ

ったからこの問責決議というのが生まれてきたということなんです。それに対して、なかなかこの間の答弁を見ますと、そのような姿勢は見られなかったということをもって終わります。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は3月6日、午前10時開議であります。  
大変ご苦勞さまでございました。

午後4時05分 散 会

---